

平成21年（2009年）紀北町6月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成21年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年6月9日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

19番 奥村武生	20番 東 清剛
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9 時 30分)

---

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は22名でありまして、定足数に達しております。

川端龍雄議長

それでは、ただいまから平成21年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会においては、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を事務局長に朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

( 会 期 日 程 ・ 議 事 日 程 朗 読 )

---

## 日程第 1

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

19番 奥村武生君

20番 東 清剛君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日、6月9日から19日までの11日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は本日から6月19日までの11日間とすることに決定しました。

---

## 日程第 3

川端龍雄議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る6月4日に議会運営委員会が開催され、定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告を申し上げます。

まず、定例会において提案され受理した案件は、諮問1件、議案については第29号から第36号までの8件、報告については第1号から第7号までの7件、陳情1件であり、合計17件となっております。

なお、追加議案についてであります。農業委員会委員の推薦についてと、地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の改正等に関する意見書が提出される予定であります。この2件については、会期中に協議をお願いすることとし、最終日の議事日程として取り扱いしたいと考えております。

まず、農業委員会委員の推薦については、議会内の組織構成が行われるまでの任期途中のことであることから、議会運営委員会での協議の結果、引き続き、現委員を推薦することが確認され、全員協議会の場で提言していただくよう報告を受けております。日程を調整し、

会期中に全員協議会を開催し、協議をお願いすることとなりますので、ご了承ください。

また、意見書案についてであります。消防防災に関する事務を所管する総務財政常任委員会において提出方法等について協議していただくということで確認がなされました。委員長はじめ委員におかれましては多忙な折りとは存じますが、付託案件の審査終了後、意見書案の取り扱いについての協議をしていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

次に、地方自治法第 235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、平成20年度普通会計の 2 月分から 4 月分までと、平成21年度普通会計の 4 月分について。平成20年度水道事業会計の 2 月・ 3 月分についてと、平成21年度水道会計の 4 月分について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第 121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告いたします。

次に、一般質問であります。日程は 3 日間予定しております。通告書を締め切った時点で、一般質問の日数を調整させていただくことになります。なお、通告書の受付は、本日午前 8 時30分から受付を開始し、締め切りは午後 5 時までとなっております。時間には十分に注意してください。

次に、会議における服装についてであります。議会運営委員会での協議の結果、6 月 1 日から 9 月30日までの期間で、地球温暖化防止と省エネルギー対策の一環として、会議においてクールビズを実施することに決定いたしました。ただし、本会議では背広、ネクタイを着用し、議員バッジを着けること。常任委員会や全員協議会等の会議においてはクールビズを実施するため、議員バッジは義務付けしないということでもあります。

次に、女性農業者の農業委員への登用についてであります。三重県農水商工部長並びに生活・文化部長の連名でもって、要望書がきております。各議員の棚に配布をさせていただいておりますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4

## 川端龍雄議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することにしたします。

奥山町長。

## 奥山始郎町長

おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、4点の行政報告をさせていただきます。

まず、1点目であります。平成20年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

お手元に配布いたしました資料をご覧ください。

一般会計につきましては、歳入が90億 572万 8,181円、歳出は86億 5,889万 8,001円、歳入歳出差引額で3億 4,683万 180円、このうち繰越明許費により翌年度へ繰越すべき財源、7,730万 2,000円を差し引いた実質収支は2億 6,952万 8,180円となりました。

特別会計における繰越額は、国民健康保険事業特別会計で1億 5,156万 1,032円、老人保健特別会計で2,103万 5,404円、介護サービス事業特別会計で928万 1,752円、後期高齢者医療特別会計で411万 7,470円となっております。

水道事業会計では、収益的収支の収入支出差引額が2,355万 2,529円で、このうち消費税相当額307万 2,474円を差し引いた純利益は2,048万55円となりました。資本的収支では、収入支出差引額が1億 7,912万 5,844円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、2点目であります。このたび、第2期となる紀北町高齢者保健福祉計画及び同じく第2期紀北町障がい福祉計画を取りまとめましたので、議長のお許しをいただき、本日、皆様のお手元へ配布させていただきました。

紀北町高齢者保健福祉計画につきましては、高齢者数の増加に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が今後ますます増大することが予想される中、高齢者の方ができる限り健康でいきいきと安心して地域で生活できるよう、現在の高齢者福祉事業の質を維持向上させることはもとより、新たな課題やニーズに対応できる施策や体制作り

を推進すべく平成21年度から23年度までの3カ年計画を紀北広域連合が策定する第4期介護保険事業計画と連動する形で取りまとめたものであります。

また、第2期紀北町障がい福祉計画につきましては、平成18年度の障害者自立支援法の施行に基づき、障害福祉サービスの提供を確保するため、サービスの数値目標や見込み量を定める計画の策定が市町村に義務付けられており、今回は第2期の計画として平成21年度から23年度の3カ年分についてのサービスの種類・サービス量を見込み、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、広く障害者の生活支援や自立支援体制の構築を推進するものとなっております。

これらの計画を基に、高齢者・障がい者いずれの分野についても、さらなる福祉向上に努めてまいりたいと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、平成20年6月6日に、「工場立地に関する基本協定の締結」を行いました兵庫県尼崎市の「大阪削鯉株式会社」の町内進出についてであります。協定締結時には、町内の紀伊長島区加田地内へ工場を建設し、平成21年4月操業開始を目標としておりました。

しかしながら、世界経済の悪化や円高に伴う輸出関連企業の低迷等により、景気が急速に後退していることなどを踏まえ、新たな工場建設等への投資をすべき時期ではないと判断され、紀北町への工場進出については、一時凍結したい旨の連絡がありました。

「大阪削鯉株式会社」といたしましては、景気が上向き、工場建設が可能となれば、紀北町に進出したいとの意向も示されておりますことから、三重県とも協議し、「工場立地に関する基本協定」につきましては、このまま継続することといたしました。

企業進出は、町の活性化はもとより、雇用の場の創出や就業機会の確保などから大変有難いことであり、引き続き企業誘致活動を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、損害賠償請求事件について、ご報告申し上げます。

平成20年1月17日に有限会社浜千鳥リサイクルが、紀北町に対して国家賠償法に基づく損害賠償請求を津地方裁判所に提起し、同日付で訴訟上の救助申し立てをした件であります。訴訟上の救助申立事件におきましては、平成20年4月30日付けで津地方裁判所が却下を決定し、これを不服とした原告は名古屋高等裁判所に抗告を申立てましたが、平成20年11月19日に名古屋高等裁判所も抗告を棄却しました。さらに原告は名古屋高等裁判所に許可抗告を申立て、名古屋高等裁判所は平成21年1月8日付けで抗告を許可し、最高裁判所で審理が行われることになりました。最高裁判所で審理が行われておりましたが、最高裁判所はこの6月

3日付けで抗告を棄却いたしました。これで訴訟上の救助申立事件は決定されました。

なお、現在、原告は平成20年11月12日に津地方裁判所に360万円を納付し、平成8年度分の損害額12億8,570万7,495円のみが分離され、津地方裁判所において審理されているところであります。

今後、情勢を見守りながら代理人とよく協議して、町の主張が認められますよう、最善の努力をいたしてまいりますので、議員の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

川端龍雄議長

以上で行政報告を終わります。

---

## 日程第5

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第5 諮問第2号については人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本案件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご

説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります、現人権擁護委員の宮原良雄氏が、本年9月30日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、平成15年10月から合併まで旧紀伊長島町において人権擁護委員として、また、合併後の紀北町におきましても同委員として、その職責を全うされ、ご尽力いただいております。つきましては、資性温厚にして信義にも厚く、三重県PTA等のさまざまな団体を通じて人権問題に精通しております同氏を、引き続き推薦いたしたく意見を求めるものであります。

以上、人事案件は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北村博司君。

6番 北村博司議員

地方自治法上の除籍対象は、姻族は対象じゃなかったかな。ならなかったかな、ちょっと確認だけです。

川端龍雄議長

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

第117条の議長及び議員の除籍についてであります。これにつきましては、兄弟の場合は、自己の兄弟でありまして、奥さんの配偶者の兄弟については、除籍の対象とはなりません。

6番 北村博司議員

姻族はええんやな。

中野直文議会事務局長

はい。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了します。

諮問案件につき、議会としての答申の意見を調整するため、ここで休憩いたします。

---

川端龍雄議長

10時10分まで休憩いたします。

(午前 9時 53分)

---

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 10分)

---

川端龍雄議長

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については、適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

---

### 日程第6～日程第13

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第6 議案第29号から、日程第13 議案第36号までの8件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案8件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの人事案件につきまして、ご同意をいただきありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第29号 紀北町道の路線変更についてであります。二級河川赤羽川水系大野内川砂防激甚災害対策特別緊急事業に伴いまして、町道下河内大野内線の一部が付け替えられたことにより、終点を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。昨年8月17日午後0時50分ごろ、紀伊長島総合支所職員が業務を終え公用車の軽トラックで総合支所に戻るため南進中、紀伊長島体育館前の国道42号におきまして、対向車線にはみ出し、北進中の相手方の

中型バイクに衝突し、車両を損傷させ負傷を負わせてしまいました。車両部分の損害賠償額につきましては専決処分し、昨年12月定例会でご報告させていただきましたが、このたび対人部分の損害賠償額 290万 7,366円の決定と和解をいたしたく、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 紀北町立相賀小学校改築工事請負契約の締結についてであります。平成21年5月27日に入札執行いたしました紀北町立相賀小学校改築工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありましたので、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の方法につきましては一般競争入札で実施し、契約の金額は8億850万円、契約の相手は、北村・石吉特定建設工事共同企業体 代表者 三重県松阪市中央町306番地の1、株式会社 北村組 取締役社長 北村俊治であります。

議案第32号から議案第35号 専決処分の承認を求めることについての4件の議案につきましては、異例のことではありますが、人事院は、民間の夏季一時金が前年より大きく減少すると予測されることから、公務の特別給についても可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、また12月期の特別給で1年分を精算すると大きな減額になることなどを考慮し、本年5月1日、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが勧告されました。政府は、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢等、国政全般の観点から検討を行い、同月8日の給与関係閣僚会議におきまして、勧告どおり実施することを決定し、地方公共団体においても適切な対応をとるよう要請がありました。このことから紀北町といたしましても同様に対処しようとするものであります。

議案第32号の「紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」につきましては、本年5月25日付けで議長から一部改正の専決をするよう依頼を受け、同月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

また、議案33号から議案35号におきましては、人事院勧告に基づくものであり、議案第33号では「紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例」、議案第34号では「紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例」、議案第35号では「紀北町一般職の職員の給与に関する条例」につきましても一部改正の専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正

する法律が平成21年4月1日から施行されたことに伴いまして、紀北町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付けで本条例の一部を改正する条例の制定について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、8議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 川端龍雄議長

続いて、内容説明を求めます。

議案第29号についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

#### 山本善久建設課長

それでは、議案第29号の説明をさせていただきます。

議案書の3ページでございます。

議案第29号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

#### 記

1. 路線名 町道下河内大野内線

2. 道路の区域

紀北町紀伊長島区十須字下河内 803番5地先から紀北町紀伊長島区十須字大野内1607番地先まで、これは旧の区域でございます。幅員につきましては2.9 から 7.3m、延長は 1,811.3mでございます。

続きまして、新区域でございます。紀北町紀伊長島区十須字下河内 803番5地先から紀北町紀伊長島区十須字大野内 779番2地先まで、新の区域でございますが、幅員が、3.4から 7.3m、延長は 2,295.4mでございます。

平成21年6月9日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

二級河川赤羽川水系大野内川砂防激甚災害対策特別緊急事業に伴い、町道下河内大野内

線の一部が付け替えられたことにより、終点を変更する必要が生じたためでございます。

この事業の経緯でございますけれども、平成16年9月の台風21号豪雨により、紀伊長島区十須大野内地内で山腹崩壊による土石流が発生し、大量の土砂が溪流に堆積いたしました。このため、この不安定な土砂の対策といたしまして、再度の豪雨による土石流の発生を防止するため、三重県におきまして砂防事業を実施することになりました。

この砂防事業により、町道下河内大野内線の終点側、約300mが砂防堰堤に埋もれてしまうことになり、このため県と紀北町の協議により、先線の林道とつなぐ道路機能を確保するため、県において町道の付け替え工事をおこないました。平成21年3月に砂防事業が完了し、付け替え道路について県から紀北町への移管手続きを行うにあたり、町道下河内大野内線の起点を変更する必要が生じたためでございます。

資料について説明をさせていただきます。まず、4ページの資料1でございますけれども、町道下河内大野内線の位置を示す紀北町管内の全図でございます。

5ページをお願いいたします。資料2でございます。この資料につきましては、町道下河内大野内線の全体を示す位置図でございます。地図右下の起点は変更なく、下河内地内で国道422号から分岐する赤丸印の地点でございます。

終点につきましては、変更前は赤色の破線を表示してございます矢印先端の旧終点でございます。変更後は赤色の実線矢印の先端が終点となります。砂防事業により町道の付け替えが必要になった箇所は破線で示した部分でございます。

6ページをお願いいたします。資料3でございます。町道下河内大野内線の終点付近の平面図でございます。平面図の右が起点側、左が終点側でございます。砂防堰堤に埋もれてしまう部分につきましては変更部分は赤色破線の部分で、変更後は赤色実線の路線となります。路線の新旧の起点、終点、幅員、延長等につきましては記載のとおりでございますが、終点の変更により路線延長が変更前の1,811.3mから484.1m延びまして2,295.4mとなります。

なお、黄色で着色したものが砂防事業によって整備された砂防堰堤でございます。工事につきましては、平成21年3月でほぼ完了してございます。説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

**川端龍雄議長**

次に、議案第30号についての内容説明を求めます。

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

それでは、7ページをお願いします。

議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり自動車事故による損害賠償の額を決定し、和解する。

#### 記

##### 1. 損害賠償の義務の発生原因となる事実

平成20年8月17日午後0時50分頃、紀伊長島体育館付近の国道42号において、紀伊長島総合支所職員が運転する公用車が対向車線にはみ出し、北進中の相手方車両（中型バイク）に衝突し、車両を損傷させ、相手方に負傷を負わせたもの。

##### 2. 損害賠償の額

290万 7,366円

##### 3. 損害賠償の相手方

大阪府枚方市樋之上町9番2-302号

山口 裕志

平成21年6月9日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

自動車事故による損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

山口裕志氏におかれましては、平成20年の9月12日に入院をしておりました大阪府の枚方市の佐藤病院を退院され、9月16日に職場復帰をしていただきました。退院後は3日に一回程度のリハビリ通院をしておりましたが、通院が終了したために、このたび和解の確認をしたものでございます。

和解の内容といたしましては、損害賠償総額は290万7,366円でございます。その内訳でございますけれども、治療費183万1,448円、慰謝料48万円、休業補償費21万6,888円、その他37万9,030円で、すべて保険による支出でございます。

当事故に関しまして、今後、裁判外を問わず、一切の異議の申し立て、請求及び訴えの提起をいたしません。なお、本件事故による後遺症が発生した場合は、別途協議する。ということを確認する和解の内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 川端龍雄議長

次に、議案第31号についての内容説明を求めます。

世古学校教育課長。

## 世古雅則学校教育課長

それでは、議案第31号 紀北町立相賀小学校改築工事請負契約の締結についてを、ご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

議案第31号 紀北町立相賀小学校改築工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

### 記

1. 契約の目的 紀北町立相賀小学校改築工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約の金額 8億 850万円
4. 契約の相手方 北村・石吉特定建設工事共同企業体  
代表者 三重県松阪市中央町 306番地の1  
株式会社 北村組 取締役社長 北村 俊治

平成21年6月9日提出

紀北町長 奥山始郎

### 提案理由

平成21年5月27日に入札執行した、紀北町立相賀小学校改築工事請負契約を締結するにあたり、予定価格が5,000万円以上であることから、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この相賀小学校改築工事につきましては、学校施設耐震整備計画に基づき実施するものであり、予算につきましては、平成21年3月定例会におきまして、平成21年度紀北町一般会計予算で債務負担行為の議決をいただいております。

契約の方法につきましては一般競争入札で行いました。入札参加資格審査会につきましては、4月8日に開催いたしまして、入札参加有資格者は紀北町特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、建築工事の設計金額が5億円以上になることから、入札参加資格要件を設定

した特定建設工事共同企業体とすることに決定しました。

入札公告でございますが、4月22日、紀北町ホームページ等にて公告しております。競争入札の参加申請書の受付期間につきましては、4月22日から5月の18日までとし、この間に町内業者による一企業体と、町外業者による一企業体の2つの特定建設工事共同企業体の入札参加申請書の提出がありました。

入札執行につきましては5月27日に執行し、この2つの特定建設工事共同企業体が応札いたしました。その結果、北村・石吉特定建設工事共同企業体が8億850万円で落札いたしました。なお、予定価格につきましては9億5,478万3,900円でありましたので、落札率といましては84.68%ございました。

5月29日に仮契約を締結しておりまして、本議会でお認めいただければ、議決を得た後に、本契約とする所存でございます。

それでは、工事費、工事概要などの説明をさせていただきます。

9ページの資料1をお願いいたします。工事費ですが、請負金額は8億850万円で、その内訳といたしまして工事価格が7億7,000万円、消費税3,850万円でございます。

次に、工事概要でございますが、工種、工事概要の順で説明いたします。

まず新築工事でございますが、校舎棟が鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積2,516.58㎡、建築面積が1,418.02㎡でございます。次に屋内運動場でございますが、鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積1,309.59㎡、建築面積が972.16㎡でございます。次に渡り廊下2棟でございますが、鉄骨造2階建、延べ床面積55.16㎡、建築面積が27.85㎡でございます。渡り廊下2棟につきましては、校舎と第2校舎棟をつなぐ廊下でございます。次にデッキテラスでございますが、鉄筋コンクリート造平屋建で、建築面積120.45㎡でございます。このデッキテラスにつきましては、イベント時には観覧席にもなり、屋内運動場と校舎棟2階から移動できるようになっているテラスでございます。次に設備棟ですが、高圧受変電設備等を設置するものであり、鉄筋コンクリート造平屋建で、建築面積が14.96㎡でございます。

次に、大規模改修ですが、第2校舎の改修として、鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積959.22㎡、建築面積545.55㎡でございます。第2校舎につきましては、既存校舎の改修工事を行い、特別教室棟として利用する予定でございます。

工種の内訳につきましては、建築工事、外構工事、電気設備工事、解体撤去工事、機械設備工事、それぞれ一式でございます。

工期につきましては、着工は議会の議決の日から、完成が23年1月31日までを予定してお

ります。なお、工事完成予定でございますが、校舎棟の改築工事と第2校舎棟の改修工事につきましては、平成22年2月末を予定しております。また、屋内運動場等につきましては、平成23年1月末を見込んでおります。

それでは、続きまして10ページの資料2をご覧ください。

校舎等の配置図でございます。校舎建築の特徴といたしまして、北側にありました本館校舎を取り壊しまして南側に校舎を集約しております。また東側にあります第2校舎棟、V型になっております校舎棟から屋内運動場を有機的に連携させた配置となっております。

また、校舎棟につきましては南側に普通教室棟、グラウンドに即して斜めに管理棟を配置しまして、その中心部には学習活動や児童の休憩、交流や遊びができるスペースなどを設けております。屋内運動場につきましては、現在の位置とほぼ同じ位置に建築いたします。

それでは、次に11ページの資料3をお願いいたします。

校舎棟、第2校舎などの1階平面図でございます。また資料2の配置図とあわせてご覧いただくと有り難いと思います。まず校舎棟でございますが、グラウンドに面した校舎に職員室、校長室、保健室、多目的室を設けており、南側の校舎には普通教室棟を設置しております。東側の第2校舎には図工室や特別支援教室など配置しております。屋内運動場につきましては、現在の屋内運動場とほぼ同じ位置に建設され、アリーナとステージ棟を配置しております。

それでは、続きまして次に12ページの資料4をお願いいたします。

校舎棟、第2校舎などの2階平面図でございます。まず校舎棟ですが、校舎の2階には音楽室、パソコン教室、図書室などを設置し、南側の校舎には1階と同様、普通教室を設けております。次に第2校舎でございますが、理科室、家庭科室などの特別教室を配置しております。屋内運動場につきましては、一時避難所として利用可能なサブアリーナや防災倉庫を設置しており、2階からデッキテラスを通過して第2校舎や校舎棟に移動することができるようになっております。

簡単でございますが、以上で本議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**川端龍雄議長**

次に、議案第32号から議案第35号までの4件についての内容説明を求めます。

川合総務課長。

**川合誠一総務課長**

それでは、議案第32号について、ご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年 6 月 9 日提出

紀北町長 奥山始郎

本議案につきましては、本年 5 月の臨時の人事院勧告に沿ったもので、議会議員の平成21年 6 月期末手当においても同様の減額措置を行う旨、5 月25日付けで議長から専決の要請があり、5 月29日、一部改正の専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。14ページをご覧ください。

専決第 5 号 専決処分書

紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第36号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年 5 月29日

紀北町長 奥山始郎

それでは、変更内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。本条例の一部改正は、附則 4 の次に附則第 5 として、平成21年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置の 1 項を追加するものであります。

これまで議会議員の 6 月に支給する期末手当は、期末手当の支給基礎額に 100分の150 を乗じて得た額でございましたが、平成21年 6 月に支給する期末手当につきましては、特例措置として 100分の15を減額し、100分の135 とするものであります。

川合誠一総務課長

次に、17ページをご覧ください。議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年6月9日提出

紀北町長 奥山始郎

本議案につきましては、人事院が昨年来の金融危機を発端とした急速な景気悪化に伴い、民間企業の夏季一時金が前年と比較し大きく減少すると予測、本年4月特別調査を実施いたしました。その結果、公務員の特別給についても可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、また例年のように12月期の特別給で1年分を精算すると、大きな減額になることなどを考慮し、本年5月1日、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することを勧告いたしました。

政府は、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、検討を行った結果、同月8日の給与関係閣僚会議において、勧告どおり実施することを決定、地方公共団体についても適切な対応をとるよう要請があったものであります。

このことから、本町におきましても同様に対処しようとするものであり、一般職の職員のみならず、町長、副町長、収入役についても人事院勧告に沿って同様の減額措置を行うこととし、5月29日、一部改正の専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるとであります。

18ページをご覧ください。

専決第6号 専決処分書

紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第39号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年5月29日

紀北町長 奥山始郎

それでは、変更内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。本条例の改正点は、附則2の次に附則3として、平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置の1項を追加するものであります。

これまで6月に支給する町長、副町長及び収入役の期末手当は、期末手当の基礎額に100分の210を乗じて得た額でございましたが、平成21年6月に支給する期末手当につきましては、特例措置として100分の15を減額し、100分の195とするものであります。

川合誠一総務課長

次に、21ページをご覧ください。議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成21年 6 月 9 日提出

紀北町長 奥山始郎

本議案につきましても、議案第33号と同様、人事院勧告に沿って教育長の期末手当について減額措置を行うこととし、5月29日、一部改正の専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めらるるものであります。

22ページをご覧ください。

専決第 7 号 専決処分書

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第41号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年 5 月29日

紀北町長 奥山始郎

それでは、変更内容につきまして新旧対照表でご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。本条例の改正点は、附則 2 の次に附則 3 として、平成21年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置の 1 項を追加するものです。

これまで 6 月に支給する教育長の期末手当は、期末手当の基礎額に 100分の 140を乗じて得た額でありましたが、平成21年 6 月に支給する期末手当につきましては、特例措置として 100分の15を減額し、100分の 125とするものであります。

川合誠一総務課長

次に、25ページをご覧ください。議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成21年 6 月 9 日提出

紀北町長 奥山始郎

本議案につきましては人事院勧告に基づき、一般職の職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について減額措置を行うこととし、5月29日、一部改正の専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

26ページをご覧ください。

専決第8号 専決処分書

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年5月29日

紀北町長 奥山始郎

それでは、変更内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。

28ページをご覧ください。本条例の改正点は、附則8の次に附則9として、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置の1項を追加するものです。

本条例の改正は、これまで一般職に支給する6月の期末手当と勤勉手当の額は、基礎額に期末手当が100分の140、勤勉手当が100分の75を乗じた額でありましたが、平成21年6月に支給する期末手当は、100分の15を減額し、100分の125に、また勤勉手当は100分の5を減額し、100分の70とするものであります。

また、再任用職員に支給する平成21年6月の期末手当と勤勉手当の額についても期末手当が100分の15を減額し、100分の70に、また勤勉手当については100分の5を減額し、100分の30とするものであります。

以上でございます。どうかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

次に、議案第36号についての内容説明を求めます。

平谷税務課長。

平谷卓也税務課長

それでは、議案第36号について、ご説明させていただきます。

議案書29ページをお願いいたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを報

告し、承認を求める。

平成21年6月9日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは、本条例の今回、専決処分を行った内容について、ご説明させていただきます。

本条例の改正された点は、個人町民税で2点、固定資産税におきまして1点でございます。まず個人町民税の1点目でございますが、経済状況を踏まえ、住宅投資を活性化するため、住宅ローン控除につきまして、個人住民税において中低所得者層の実効的な負担軽減を図る観点から、所得税から控除仕切れなかった住宅ローン控除額を、個人住民税から控除する制度が創設されております。

具体的には、平成21年から平成25年までに入居された方で、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある方が対象となっております。所得税から控除仕切れなかった住宅ローン控除額につきまして、所得税における税額控除額と同額、最高9万7,500円を限度に控除するものであります。

2点目は、上場株式等の配当、譲渡益にかかる軽減税率でございますが、平成20年度の改正におきまして、20年度末をもって10%の軽減税率を廃止し、21年からは税率20%とすることとされたところでありましたが、昨年の秋以降の景気の急激な悪化によりまして、株価も大きく下落いたしました。そうした現下の金融経済環境に鑑み、金融市場を活性化させる観点から、現行税制の延長がなされました。平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当及び譲渡益につきまして、引き続き10%の軽減税率を延長するものでございます。

続きましては固定資産税関係であります。土地にかかる負担調整措置の継続であります。平成21年度から平成23年度までの土地にかかる固定資産税の負担調整措置につきましては、平成20年度までの仕組みを継続することとなりました。

具体的には、負担水準が一定割合の土地につきましては、前年度課税標準額を引き下げ、または据置きとすることといたしまして、負担水準が一定割合未満の土地につきましては、原則として前年度課税標準額に当該年度の評価後の5%を加算するといった課税標準額をした場合の固定資産税額とするものであります。

なお、新旧対照表の39ページから68ページの下線部分につきましては、ただいまご説明させていただきました3点に関連する条項の整理を行ったものでございます。

以上が、専決処分を行った内容でございます。よろしくお願いいたします。

## 川端龍雄議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから各議案の質疑に入ります。

質疑の回数は議長が宣告した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分にできますので、自分が所管する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただきまして、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。なお、発言の許可を求めるときは、呼称していただき、議席番号と氏名を述べていただき、マイクの調整を行っていただきますようお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

---

## 日程第6

## 川端龍雄議長

日程第6 議案第29号 紀北町道の路線変更について議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

## 6番 北村博司議員

議案第29号で、ちょっと確認したいんですが、この旧路線部分だったか、どの部分だったか、ちょっと正確には位置を記憶してないんですが、丁寧な石積み工法のやつがありましたですね。この工事着手するときに保存するよう申し上げた記憶があるんですが、この大野内の開拓団が組んだのか、非常に丁寧なね、申し上げた記憶がありますが、その後、現在どうなってますか。お答えいただきたいと思います。

## 川端龍雄議長

山本建設課長。

## 山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われた箇所につきましてはですね、起点側からおおむね1km以内の箇所かと思われます。旧町の時代に災害復旧事業の関係で、工事期間中幅員が狭

くなるということで、その議員が今言われました石積みを撤去して工事用道路を広げたという経緯でございます。その後ですね、今回、さきほど説明いたしました砂防事業等の経緯もございまして、現在はまだ復旧はなされておられません。以上です。

**川端龍雄議長**

北村博司君。

**6番 北村博司議員**

いや、ある意味ではね、大変苦勞してあれは組んだと思うし、文化財的なというか、歴史的な、郷土の歴史的な価値がある。復旧してない、そのままどっかへ放置してあるということですか、外した石組みは。今後どうなさるおつもりですか、まだ復旧してないというあれですから、いつ復旧されるんですか。

**川端龍雄議長**

山本建設課長。

**山本善久建設課長**

お答えいたします。現在ですね、その災害、被災前の幅員と比較いたしまして、かなり道路が広がってございます。そういうことで、そのままですね議員が言われますように、過去のように道路石積みを復旧するとすると、幅員等が狭くなる懸念もございますので、その辺のところはですね、再度検討させていただきたいと考えております。

**川端龍雄議長**

北村博司君。

**6番 北村博司議員**

いや、3問もするつもりなかったんですがね、その辺がね、私と基本的に行政側のものの考え方が違います。以前ね、長島隧道、名前間違っただけで登録してあるんで困るんやけども、文化庁にね。国の指定文化財になっている。あれもですよ、当時建設課がですよ、そういう費用面とかそういうもんで壊そうとしたんですよ。レンガの巻き上げてあるのを。で、私は大変議会で、旧町の議会で相当に申し上げて、入口から5mを残してもらったんですよ、あのレンガの組み上げを。それがその後、国の指定文化財になったという経緯があるんですよ。

山本課長はずっと建設畑が長いと思うんで、あるいは倉崎課長かな、当時の事情知っておるのは、別な課長やけどもな、これは。相当に議論して、やっと入口から5mやったか、10m部分だったかを残してもらったら、その後、私はそのときに専門家ですよ、全国レベル

で大変貴重な道路構造物だというのを、当時朝日新聞か何かに書いたり、専門書に出てたのを見ていたから、壊すべきではないと、経費はかかっても残すべきやと申し上げたんです。その辺の認識が問題なんですよ。歴史的な資料というのはね、金かけて努力しないと残らんもんなんですよ。町長、これご答弁ください。きちんと復旧してください。

そういう経過があるんですよ。あとで国の指定文化財になったという経過があるんですよ。あのまま建設課に取り壊させておいたら、国の指定を受けてないですよ。こういうきついことを言うもんがおらんと残らんのですよ。合理性と経費だけ考えてやるから、これは政治的な決断の問題です。町長、答えてください。

**川端龍雄議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

旧町時代に北村議員から、その話が私は覚えてます。覚えてますが、今、課長が答えたようにですね、幅員が大変狭くなるということもありまして、通行の安全等も考えなくては行けないので、検討させてください。以上でございます。

**6番 北村博司議員**

いやいや不十分や、もう何年も経っておるのに、ちょっと議長不十分や。検討するような問題じゃない。

**川端龍雄議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

すぐに即答をとすることは、やっぱり幅員ということも考えてみなきゃいけませんので、その辺をよく考えて検討させてください。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

思い出したもんでな町長、質問なかったんやけども、非常にこの16年の災害のときにはですね、この大野内地区も甚大な被害を受けて、この道路が決壊してですね、通行不能になってました。それで住民の方が、ここを歩いて通うという事態になってました地域ですが、国の査定を受ける以前に町がですね、現地復旧を事前着工していただきまして、通るようにし

ていただいた箇所であります。

通常は県なり国の査定を受けたうえでないと、工事着工しないんですが、住民の通行にです、このような不便をきたしておってはいかんということで、町にお願いして、町に事前着工していただいたという経緯のある地域ですけれども、北村議員がおっしゃったように、この地域にですね、非常に古い歴史的な価値のあるかと思われる石積みがあったわけですね。これは例えば熊野古道のツツラト峠というところがございますが、そこに野面乱層積みという石積みがあるんです。全く素人の私なんかが見てもですね、ただこう置いてあるだけに見えるんですね。これはまた非常にこの専門家の方々に見ていただきますと、非常に古いものであってですね、価値のあるもんだということで、この石積みひとつ崩れてもこれはね、町内では直す人がおらんような状態なんです。

時代的にみて、野面乱層積みと同じ時代であるかどうかはちょっと定かではございませんが、あの当時、これを道路拡幅せなならん、どうしてもこの一時外さねばならんという議論されてですね、北村先生がそのまま残して河川のほうに広げたらどうかと、こういう意見もあったん。そやで山の地権者の名前も出た。それで一旦削るけれども復旧しますというふうな答弁が当時にあったように思われますが、その当時の課長の名前は忘れましたが、町長覚えてませんか。そのときにね、山を削って広げざるを得なかった。河川課との話し合いもあって、削るのはやぶさかではないけれども、この石積みを復旧しますという答弁が当時あったように、私は覚えておるんですが、どうでしょうか。

**川端龍雄議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

そのころの、その答弁については私今のところ覚えておりません。

**川端龍雄議長**

東篤布君。

**1番 東篤布議員**

明確な復旧されるという答弁でなかったとするならば、検討しますという答えで、もうそれしかないわけですね。当時、かなり北村先生がおっしゃってましたから、ですから、もう5年前に検討すると言うたんですから、もうそろそろですね、もう一度現地を確認したうえで、その石があるか、ないかもですね、確認していただかんとですね、僕はこの前ちょっと行って来たんですけども、石どこに置いてあるのかわからなかったですね。その点をよろし

くお願いして、質問を終わります。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

赤羽川の砂防工事に伴う町道の路線変更ということなんですが、この資料2のですね、位置図を見る限りにおいてですね、現在の道路は平坦地を走っていたわけですね。それが新しい道路ではですね、等高線の混んでおる急峻な山沿いに沿ってですね、道路がつくられたということなんですけども、道路の維持管理上においてですね、例えば落石とか災害とかですね、そのような問題点ですね、そういうことがないのかどうか、お聞きをいたしたい。

**川端龍雄議長**

山本建設課長。

**山本善久建設課長**

お答えいたします。この道路の付け替えの経緯でございますけれども、内容説明でも申し上げましたように、砂防ダムができることによってですね、変更前の道路がダムに埋もれてしまうという結果になるということでございますので、ダムより高くですね、道路を上げたということで、おおむね旧の路線よりも10mから15m以上高い位置に道路を付け替えたということでございます。

この工事につきましては、砂防事業の中で三重県が行ったものでございますけれども、私も現場は確認しておりますけれども、法面、崖等はさほどきついものではございませんので、その辺のところの懸念はないのではないかとというふうに考えます。

**川端龍雄議長**

松永征也君。

**17番 松永征也議員**

もう1点ですね、その道路敷地としての土地の登記ですね、これはどうでしょうか、どのようなになってますか。

**川端龍雄議長**

山本建設課長。

**山本善久建設課長**

その件につきましてはですね、これ事前に県と協議を行っておりまして、登記関係につき

ましては、道路の部分につきましては、町に帰属するということで、今、事務レベルで作業を進めております。登記につきましてはですね、すでに一部紀北町のものになっているものもございます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第 7

川端龍雄議長

日程第 7 議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

この損害賠償の説明を環境課長がされたでしょう。これ本来は環境課長じゃなくて、総務課なんかがされるべきではないかと思うんですが、そこどうなのでしょう。それとも環境課長とこの職員がやったから、課長がされたんですか。本来であれば、こういう損害賠償請求はですね、誰がやろうとも総務で説明されるべきでなかろうかと思うんですが、その点どうでしょうかね。

川端龍雄議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

この損害賠償等の件につきましては、これまでもですね、それぞれの所属課長と言いますか、が説明をしてございます。はい。

川端龍雄議長

東篤布君。

## 1番 東篤布議員

ということは、環境課の中の職員がやった事故ということですね。これからそういうふう  
に説明があった場合は、その事故を起こしたときの課長がやるということですね。わかりま  
した。はい。

## 川端龍雄議長

17番 松永征也君。

## 17番 松永征也議員

紀北町ではですね、交通事故は最近多発しておると思うんですね。5月の下旬に死亡事故  
が3件も重なったりして、町ではですね、非常事態宣言もされておられます。このような状  
況にあってですね、職員の事故はね、あとを絶たないように思うんです。一昨年にはですね、  
死亡事故というような重大事故も起こしておるわけなんですね。そして今回もですね、この  
あと報告のほうで出ておりますけども、1月、それから3月、それから4月というふうにて  
すね、物損事故なんですけどもね、発生がされておるわけなんで、職員ですね、気の緩みと  
いうんか、甘さがあるんじゃないかと私は思うんですけども、交通安全協会なんかの民間の  
ボランティアの方々が、毎月ですね街頭に立って事故防止を献身的に訴えておられるわけ  
ですわね。

役場の職員と言えはですね、交通事故防止の指導的な立場にあると思うんですが、町民に  
対してこれでは何も言えないと私は思うんです。このような状況にあるわけなんですけども  
ですね、町としてその職員に安全教育というのかね、そういうことを徹底していく必要があ  
るんじゃないかと思うんですが、この件についてですね、町はどのようにされておられるの  
か、またされていくお考えかどうかですね、お聞きをしたいと思います。

## 川端龍雄議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

ご指摘のこの5月にですね、4日間で3件の死亡事故が出たということは、大変憂慮に堪  
えないところでございます。したがって、非常事態を宣言させていただいて、町民はじ  
め、職員もですね気を引き締めて、交通事故防止に努めるということでもあります。

それから、役場職員の中にですね、常にこういう死亡事故ではなくてもですね、事故が発  
生することは、気の緩みではないのかというご指摘については、真摯に受け止めたいと思  
いますし、課長会議でもそのことはよく話し合っておりますし、それからマナーとかルールの

あれは何やった、セーフティードライブ推進委員会を立ち上げてですね、職員の中でこの事故発生しないように努力をしておりますので、今後とも引き締めて、その方向で実施したいと思っております。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

この件に関してはわかっておるんです。確かこの事故は被害者の方が2人みえたと思うんですけども、もう1人の方の話はどのように進んでいるか、経過だけを説明してください。

川端龍雄議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

当日はですね、2名の方に負傷を負わせました。1人は今説明をさせていただきました山口氏でございますが、もう1人につきましては愛知県の大府市の中川誠市氏でございます。この方につきましては、平成20年の8月31日に入院をしておりました刈谷の豊田総合病院を退院をされまして、今、週に2回程度ですね、リハビリの通院をさせていただいております。職場復帰はまだしておりません。現在もリハビリをやっておるところでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第8

川端龍雄議長

次に、日程第8 議案第31号 紀北町立相賀小学校改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

1 番 東篤布君。

#### 1 番 東篤布議員

1 番、この入札結果を聞いてですね、非常に残念でならんのです。これは議員であれば僕だけじゃないと思いますが、何もこの北村建設さんもよく知ってますけどもね、松阪の業者ですけども、この地元の業者がとれるようなね、この指名の仕方ができんのかな、率直に申し上げてそう思うわけです。

それで町長にお尋ねしますが、今、住民の悲願であった高速道路の建設がなされておりますが、隣の町大紀町からですね、当町の紀北町に一番最初に抜けてくるトンネルが大内山・長島間の約 3 km のトンネルであります。この工事の発注がされる前にこのトンネル工事に必要である工事道路のですね、入札があったわけです。指名があったわけですけども、延長が何 km あったか忘れましたが、これはさほど難しくない。地元の業者で十分できる。例えば建設省の仕事とかですね、国交省の仕事、受注できる業者は当町には 5 社ございます。であるのに、その当時のその工事道路のですね、指名に当町のこの 5 社が全社外れたという経緯を町長はご存じでしょうか。

#### 川端龍雄議長

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

その詳細というか、5 社については存じてません。

#### 川端龍雄議長

東篤布君。

#### 1 番 東篤布議員

やはり工事を発注される側としてはですね、当町の業者がどれだけの技術力を持っているのか、そしてなおかつ当町が指名するにあたって、当町の規定がありまして、A 級、B 級、C 級ランク分けしてございます。町もあるけれども市もある。もちろん県もあるわけです。国もあるわけですね。その点をやはり町側としても十分に知っておいていただきたい。どれだけのですね、地元の業者が努力して現状維持しておるかということ把握しておいていただきたいんですね。

そのときに、いわゆるこれは関係があるもので、ちょっと端的に言います。指名から全社外れました。国交省の指名業者である業者が全社外れたんです。なぜそのような指名が外れ

たかと申しますとですね、この地域ではあり得ない工事を出してきておるわけです。例えば、過去にこれだけの全長、いわゆる何平米という面積のブロック積みの工事の経験のある業者、1㎡というものも、1,000㎡というものも1つを積んでいく技術には違いがないというところで、技術力を考慮してA級、B級とランク付けをされておるんですけども、その仕事量で縛って三重県が発注したんです。

そうするとですね、三重県内で20社ございました。それだけの工事の経験のある業者が。当然、この当町紀北町のこの業者はこれだけの工事量の仕事をこなしてないことを承知のうえで県が出してきたわけです。非常に僕は県にも文句言ったわけですけども、これは置いておきます。これからはその点をよく考えてほしい。私は何もこの2社の業者が悪いと言っておるんじゃないんです。地元の業者を守っていくためには、地元の業者がどれだけの技術を持っておるかということ十分把握したうえで、地元の業者が工事をとれるような発注方式をとっていただきたい。そのところは町長、担当課だけではなくてですね、指名審査会の方も十分勉強されてしていただかないと、この大不況の中、建設業界やっていけませんよ。何社減っておるか十分把握しておいてほしいと思います。

そしてですね、これは余談になりますが、災害なんか起こったときには、助けに来てくれるのは地元の業者だけなんです。その点を踏まえて、町長と課長にお尋ねしますが、この特定建設業共同企業体、これ以外にも指名の仕方があるはずですよ。例えば、さきほど言ったように国が県が、そのようなですね地元の業者を外すような枠組みをつくってくるん。もう1つこんなんがある。他の地元の業者以外も入れるのもいいけれども、地元の業者と必ず共同事業体を組みなさいと、このような指導もあるわけです。その点をご存じかどうか、お尋ねします。そのような指名の仕方があるかどうかということをご存じですか。これは指名を担当しておる課が答えなあかん。

#### 川端龍雄議長

塩崎財政課長。

#### 塩崎剛尚財政課長

すみません。お答えさせていただきます。今回にあたりましては、基本的に条件を付けました。町内業者も参加できるということで、町内のAランク業者3社も一応この中には企業体を組んでですね、参加できるような形にはなっております。町外業者につきましても三重県内に本店を有する業者で、それぞれ条件がありますが、参加できるような形になっております。そして、この入札公告の中にもあるんですけども、地元の業者と町外業者ですね、町外

業者の間でも企業体を組めるような形にはなっております。以上であります。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

では課長、今回も課長は地元の業者と、それで他の業者さんとジョイントできる。こういうシステムがあるのは存じてますと、こうおっしゃいました。今回もそのようなシステムになってますか。組めという指導をしてましたか。どこでも構わんからA級ならいいというような感じでなかったの。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

一応ですね、今回の企業体にあたりましては、町内業者A業者の中で企業体組むこともできますし、その町内の業者が町外の業者とですね、企業体を組むような形にも、とれるような形にはして、ちょっと改善にはなっております。

川端龍雄議長

3回過ぎましたので。

1 番 東篤布議員

僕の、議長、おっしゃっておる質問と違う答弁が返ってきてます。いいですか。地元の業者で組みなさい。よそはよそで組みなさいという指導をして指定したんでしょう。地元の業者と必ず組みなさいと、よその業者に言いましたかと、僕は質問しておるんです。

しておるか、してないかだけでいいですよ。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

うちのほうからは指定しておりません。指導しておりません。

1 番 東篤布議員

じゃこれは質問じゃない。いいですか、大事なんですよ、いいですか、地元のA級業者が何社おるかも知りません、指名業者が何社おるかも知りませんじゃね、話にならんやないですか。そこのところようく頼んでおいてですね、産業建設の方に委員会でしっかりと求めてほしいと思います。これはこのままじゃ地元の業者、教民ね、ごめんなさい。以上終わり。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

現在のですね、校舎についてなんですが、何か仕上がりが良くなかったというような、そのためにですね、耐力度は低いんだというようなこともよく聞くわけなんですけどもね、良い校舎を建てていくためにはですね、その工事中の監理とか監督とか、また検査を厳格に厳しくね行っていくことが必要であると思うんですが、このことについてですね、どのようにお考えされておるのか、ちょっとお聞きをしたい。

**川端龍雄議長**

世古学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

相賀小学校の改築にあたりましての、そういう工事中の安全管理でございますけども、これからですね、落札しました業者といろいろ相談いたしまして、道路関係、それとかまた子どもたちの安全対策にも十分注意を払ってしていきたいと、そのように思っております。

それとまた、検査等につきましては、また専門家のほうで、また検査等をしていっていただきたいと、また設計監理につきましても技術的な知識を持った方にしていっていただきたいと、このように思っております。

**川端龍雄議長**

松永征也君。

**17番 松永征也議員**

設計監理、監理監督ですね、十分に行っていただくようお願い、要望したいと思います。

それで、財源の見通しについてもですね、お聞きしたいんですが、国の安全安心の学校づくりですか、負担金とか交付金ですね。それと合併特例債が充てられるということになっておるわけなんですけども、この財源確保についてですね、見通しはどうか、お聞きします。

**川端龍雄議長**

松永議員、締結の問題で、予算のほうへ入る、これは少し、今回はこの締結の問題ですの  
できね、その辺はちょっと。

**17番 松永征也議員**

議長、締結するにあたっては、やっぱり財源の確保なんかがきちっとできておるんかどうか、必要なんじゃないですか。

川端龍雄議長

予算は議決されておりますのでさね。

17番 松永征也議員

議決はされておるんですけどもね、その確保がされる、その手続き、国とかそういうところへのですね、申請なんかも行われておるとは思うんですが、その予算どおりのね、そういう財源が確保されるのかどうか、その見通しをね、どうかお聞きしたかったわけなんです。

川端龍雄議長

問題は、予算は議決されてますしさね、予算の内容をちょっと質問するのが、少し遅かりしというような感じです。

ほかに質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今回ですね、指名競争入札ではなくって、一般競争入札が方法としてとられたわけですが、一般的に考えると、たくさんの方が参加できるのではないかなという思いがあったんですけども、残念ながら2社しかなかったということで、この北村共同体と地元の共同体が2社参加したわけですが、2社しかなかった理由はどういうふうに分析されておられるのか、お伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おっしゃる意味はよくわかるんですが、一般競争入札の中でですね、業者側のご都合があったんじゃないかと思っています。我々としてはもっと多ければ良かったし、しかも町内の業者が落札するのを祈っておりましたけどね。

それから、大手のゼネコンの方々は指名停止になってます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

大手の業者が三重県で指名停止を受けているとか、そういう条件が重なってこういう結果

になったという説ですね。本当に地元の業者がですね、落札できなかったということは残念ながらですが、重なるかもわかりませんが、地元の業者を落札できるように、そういう工夫は具体的にはされたのかどうか。さきほどは企業体の組み方はしなかったと言っているんですけど、実際には努力されて、この結果になったのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

#### 川端龍雄議長

紀平副町長。

#### 紀平勉副町長

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。結果的にはですね、地元の業者さんがこの仕事ですね、おとりになることができなくて、非常に残念だと思っております。で、入札に関しましてはいろんな方法というか、考え方がありまして、まず参加していただくというのが、まず1つだと思うんですね。で、参加していただいて、そこで競争していただいて結果が出るということで、今回、私どもが考えたのは、その参加していただく機会を地元の方々優先的に参加できるように、これを配慮させていただきました。

さきほど財政課長がお答えしましたようにですね、3つのパターンを示させていただいております。まず町内業者のみでJVを組む場合1つ、それから町内業者と町内以外の業者で組む場合、これ2つですね。3つがそれ以外のパターンという、この3つのパターンを用意させていただいて、この3つのパターンの中でそれぞれ差をつけさせていただきまして、地元の業者の方が有利になるような条件を付けてこの3つ、それぞれ差をつけて地元の業者の方が有利にこの入札に参加できるような工夫はさせていただきました。

その中で、結果、指名じゃなくて競争入札でございますので、どことどの企業体が組むというのは、それぞれこちらのほうから願いますとか、こうしてくださいというお話はできませんので、そこら辺は企業さん同士の話し合いの中で企業体を組まれて、こういった結果になったということで、町といたしましてはですね、その入札に参加できる機会を町の業者の方に有利に働くように工夫はさせていただいたところでございます。結果としては非常に残念なことで、本当に残念に思っている次第であります。以上です。

#### 川端龍雄議長

近澤チヅル君、何か呼称してください。議長とか何か呼称してください。

#### 3番 近澤チヅル議員

すみません。小さな声だったので。残念ながら地元の業者の共同体はとれなかったわけな

んですが、その差額が1億3,000万円ということで、割と今まで入札した場合は均衡な金額が多くあったと思うんですけども、この1億3,000万円という差について、大体どこら辺で差があったというのですか、どのようなことがこんなに多く差があったのか、分析しておられるでしょうか、お伺いします。最後に。

**川端龍雄議長**

塩崎財政課長。

**塩崎剛尚財政課長**

差があったということはですね、入札率の関係だと思んですけども、今回ですね、落札した北村・石吉特定建設工事の共同企業体につきましては、担当課長も話しましたように、約84.7%の落札率でした。それでもう1社、町内業者につきましてはですね、落札率が、すみません、入札率が大体99.7%であります。そういった差が出ておりますけども、これにつきましては企業努力の関係もあろうかと思しますので、そこら辺でご理解いただきたいと思っております。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

この問題に関してはですね、私は所管する中の問題であるんですけど、金額が大きいということと、問題的にはね、実際これは私は大きな問題だと思うんですね、町の。1番議員さんも言っておったように、これ地元のやはり今この大不況の中で、そうして公共事業の発注が国、県皆減っていると、そういう中において、やはり今、建設、土木に関してはですね、あと2、3年のうちで現業者がこの紀北町内においてもですね、どれだけ残るだろうと、どれだけ生き残れるんだろうというのは、大きなこれ業界に対しては問題になってるんですよ。

そこで1点、今回のその問題に対する共同企業体の入札資格とか、そして町でつくっている審査基準ですね。町長はこれ旧紀伊長島町の時代にですね、もう公約だということで赤羽中の約7億だけの予算の中でですよ、すぐに発注しているんですね、これ地元業者。これは別に発注は僕はいいいと思うんです。地元業者の方々の地域の活性になることですからね。

だけど今回、どのような赤羽中と相賀小の審査基準が、どのような違いがあって、入札業者が2件というのもこれも非常にこれ少ない。一般入札の割には少な過ぎるよ、これは。これは大きな問題があると思うよ、これ。これは一般入札という表向きにはいい言葉か知らん

けどですね、指名入札以上のことじゃないですか、これやっているのは。

そして、なぜそのさきほど3番議員さんも言ったけど、2件だったのかということをおあれしますね。そして入札率のあれがちょっと9億6,000万円、大体の予算はね。それが8億850万円ですか、大体1億5,000万円下げられた。しかしですよ、ほかの水道工事とかいろんなものは、これは98%から95%でやっている。そこの違いがどないして出てくるんだということにもなるよ、これは大きな問題は。ほかの工事にはさきほど3番議員が指摘したようにですね、掛率やったらもう99%のもあれば、95%ぐらいの間で決まっているのもある。

そこでちょっと町長にお尋ねしますけど、その審査基準がどういうふうなあれが赤中と違ったのかということ。そしてやはり地元のこれね、こんだけ疲弊している地元のためにも、やはり地元業者をやっぱり優先するべき、1番議員さん言っておる5社あるんだったら、5社の中でも企業共同体ができたはずですよ。そして町外と町内と組めるんだったら、それもできたはずですよ。その審査基準、入札基準が厳しかったのかなというところも、ちょっと思うんですよね。だからそこを詳細にちょっと聞かせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

旧町時代の赤中の入札ですね。あれはやっぱり指名ではなくて一般で入札して、地元の業者さんがJVを組んで、JVの業者さんが落札したということで、それは入札の結果です。入札したのは2件、3件以上じゃなかったかと思ってます。

11番 入江康仁議員

いやいや3件以上じゃなくって大事なところです。

奥山始郎町長

いやそれはちょっと正確に調べますわ。忘れておる。もうあれ7、8年になるでな。

そういう記憶をたどって間違っておったらあきまんせんで調べますけども、今回のこの相小の入札については、さきほど副町長が申し上げたように、3つの入札、特定企業体を組めるようにしたということなんで、その辺しか私としてはお答えできません。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、答弁不足ですわ。町長、財政課でもいいけど、その審査基準はどのような基準でと

いう、この基準を詳細にちょっと教えてください。

#### 川端龍雄議長

塩崎財政課長。

#### 塩崎剛尚財政課長

申し訳ありませんが、詳しいのをしていると長くなってきますので、簡単にちょっと説明させていただきます。まず町内業者につきましてですね、町内のAランク業者3社あるんですけども、3社にいたしました。Aランクの業者につきましては3社であります。3社の場合1億円超える工事についてはですね、Aランクの業者が入ってますので3社であります。

町外業者なんですけども、三重県内にですね本店を有する業者の場合はですね、点数というのがあるんですけども、まず900点以上の点数があつてですね、2年から3年の平均の完工高なんですけども6億円以上、1工事当たりの契約金額が3億円以上、これは16年から20年の実績なんですけども、それと三重県の建設工事のランクがAランクの業者ということで、一応、一般競争入札でありますので、こういった指定をしております。

それで、三重県外にですね本店を有し県内に支店、または営業所を有する業者につきましてですね、その基準となる点数を1,500点以上、また平均完工高を18億円以上、1工事当たりの契約金額を9億円以上として定めております。また三重県の建設工事ランクの当然Aランクということで広げましてですね、そういった中で、今回、企業体を組むような形での参加申請を出していただいております。

#### 川端龍雄議長

入江康仁君。

#### 11番 入江康仁議員

要は、そのAランクということの1つの規定ですね。僕は別にですね、AランクとBランクの建設のものでも実績的なもとかさ、いろんなもんがあつたら、私は地元の方も入れてもいいんじゃないかなと思いますよ。要はこれに関してはさきほど前者議員もあつたけど、やはり設計監理と監理が問題になってくるんだから、きちんとした落とした中の工事はですね、あとでもこの設計監理が付いておる以上、きちんとした工事は心配しなくてもできるんですね。

だから、私は別にAランク、Aランク、また過去に関しての実績等って、この実績等々がいろんなことがこの入札の資格にね、多大なやはりいろいろな利権が絡んだりするから、問題がいつも出るんですよ。だから今回は私はですね、本当にこれ地元業者が、別にこの北

村さん、石吉さんが共同企業体何もどうということではなくってね、なくて、これからの紀北町を思うためにはですよ、やはり紀北町の業者を育成するためにも、やはり金額的にもある程度のとこまで抑えられるような入札できるようなものが、入札できる業者があればですよ、やはり地元の人たちを優先的にした、やはり規約というのかな、規制というのかな、その入札の資格をね緩めるというんか、それによってね、また談合とかいろんな諸問題があつてなったら困るんだけど、やはり地元の業者、また地元の業者の育成ということを町長、私は第一に考えて、やはり紀北町あつての業者、町民あつての紀北町ですからね町長、私はそう思いますけれども、町長その点どうですか。

**川端龍雄議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員のおっしゃる意味を、私もそれは否定するものではないんです。今の入札の規約でいきました場合に、さきほど来説明しているような企業体の組み方しかできなかったということなんですが、地元業者さんにどんどん仕事をしていただきたいのは同じです、気持ちとしてはね。ですから、この落札企業体の方々がご挨拶に訪れたときに、ご苦労さんでしたと、しかし、そのいろんな仕事が出てくると思いますんで、その際には地元の業者さんをよろしくお願ひしますと、これは申し上げております。以上でございます。

**川端龍雄議長**

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

さきほど言うた、財政課長が言った入札資格等とかいろんなあれは、また所轄でやるんで、それまでにちょっと資料を出すように、またお願ひします。

それともう1点ですね町長、やはりこの設計監理だけは私はもうしっかりやっていただきたいと、それで逆に言えばね、この本当に北村さん・石吉特定建設共同企業体ですね、本当に1億5,000万円という約、差があるということはね、本当に努力してくれたとかなと思っています。

それで、今回私はもう1点言いたいことはね町長、管内視察したときに、今、集会所とかいろんなものを建ててる。今回も中州の集会所を建設やろうとしている。そのときにですよ、私はもうびっくりしたのはトイレなんかが、まだ建てたばかりのそのトイレが水洗になってない。何だこれとはと、トイレ水洗になってないんですよ。だから何だこれとは言ったら、

いや地元の人が水洗を望まなかったからって、こういうこと知ってます、町長。

それはちょっと私はもうあれやと思うんで、そういうこともあるんでね町長、やっぱり公共の事業の中でやる以上は、先立ってやはり紀北町としても水洗、また浄化槽に対しては町民にも進めている以上ですね、そのところをもう少し区の意見とか要望というのじゃなくって、前向きにいいものをつくるようにやったってほしいと思います。そのただけ答弁いただいて終わります。

**川端龍雄議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

そうですね、水洗でするのが普通なんですけれども、河内だと思うんですが、河内の集会所やと思うんですが、そこの方々はトイレの維持管理については経費がかかるんで、旧式でも結構やという、汲み取りですね、旧式じゃない、汲み取り式を要望されましたわけであります。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

**19番 奥村武生議員**

今回の入札のあり方についてお聞きしたいんですけども、分離入札は全く検討はされなかったのでしょうか。

**川端龍雄議長**

世古学校教育課長。

**世古雅則学校教育課長**

ただいまの相賀小学校の改築について、分離発注はできなかったんかという、また裏返ってはどうして一括発注にしたんかということだと思いますけれども、これにつきましては、さきほど図面等で説明させていただきましたように、また校舎棟とか第2校舎ですね、別館のほう。それとか屋内運動場すべてこういう廊下やとかテラスでつなげております。そうすることによって、有機的に一体化した今回の場合、設計となっておりますということもありまして、非常に分割するのが難しいということで、一括発注にしております。

それとまたもう1点、費用面等につきましても、また一括発注であれば工事用の道路とか、安全面とか等々工程監理、それと人事管理等につきましても費用が安く収まるのではないかと

ということで、一括発注ということにさせてもらっております。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

一括発注の良さというのはわかってますよ、こんなことは。ぐたぐたと理屈並べられなくてもですね。それよりも、今までのなぜ地元の業者を入れなかったかというような問題が、随分出ているわけでしょう。値がはってくればなかなか地元の業者入れないのはわかりきっておるわけですよ。ただ少々高くなってもこれは国の予算の90何パーセントですか、国家が国が補償するわけですから、それと一体化して地元の業者を考えるならばですね、これは分離発注をして、きめの細かいいい校舎をつくるということだって可能だったはずなんですよ。全く考えなかったという、施設についてはこれ教育委員会事務局じゃなしにですね、施設の関係については町長の関係でしょう。町長が答えるべきじゃないですか、これは。

あなたは、これ分離発注をして、きめの細かい校舎をつくって、いろんな人の意見を入れてですね、少々値がはってもきちっとした指導をして、なおかつ、さきほど言われたように、地元の何かあったときについては、頼めるのは地元の業者なんですよ。だから一括発注の良さはあったとしても、地元発注にはまた分割発注には分割発注の良さがあったわけですよ。分割発注をして地元の業者を少なくともいくつか入れてすれば、また地元の経済状況も変わってきたと思うんですよ。これ明らかにこれは独善的なその発注のやり方じゃないかと思うんですけど、いかがですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

分離発注ということも検討はしております。おりますけれども、いろいろ議論の末ですね、これ一括で入札を行うということに決まったわけです。これは入札を進めていく、事業を進めていくうえでですね、いろいろ考え方がございますけれども、議論の中で一番ベターな方法を選んだわけでありまして。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

そのいろんな議論の中でというふうにおっしゃいましたけども、どういうメンバーで、ど

ういう議論がされたのでしょうか。

それからですね、そうであってもですね、これは委員会のあり方についても、また後日申し上げますけども、そのさきほど言ったように、一遍どのような形でいったか、どういうメンバーで、いつ一体化に至るプロセスを、どういうプロセスを踏んで一体化になったか、それをお示してください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この学校建設については何回も協議しておりますので、いつ、どんなメンバーでということとは、はっきりと申し上げて間違いがないようにするのは難しいけれども、私をはじめですね、三役、担当課等を入れてですね、全体的な会議をしているわけなんです。何回もやります。その中で分離発注も議題と、課題として話し合って検討したわけです。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第9

川端龍雄議長

次に、日程第9 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第10

川端龍雄議長

次に、日程第10 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第12

川端龍雄議長

次に、日程第12 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町一般職の職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

この件についてですね、3点ほど質疑をしたいと思います。まず簡単な点ですが、今回の専決処分ですね、一般職の場合、平均どれだけの金額の減になるかという点です。平均何万円の減になるか。

それから、この一般職員の場合のこの今回の臨時人事院勧告の実施なんですけれども、これに対して町の職員組合等からですね、異議、あるいは意見の申し出はなかったかどうか、その点について、もしあった場合にですね、検討されたかどうか、この点を伺いたいと思います。

それから、これは35号だけに限らず、全体にもかかわる問題ですが、議会の関係はですね、全員協議会でも説明があり、論議はされたところなんですけれども、一般論としてですね、今回のこの専決処分なんですけれども、議会の意思決定をですね、議会に代わって町長が行うわけなんです、これはやはり議会がですね、招集するそういう条件がない場合に限られると思うんです。今回の場合、政府の決定がなされてですね、大体5月の8日ごろにされておいて、通知も来ておると思うんですけれども、5月31日までのですね、6月の夏季手当支給前の時点まで、かなりの日程が想定されますので、当然、議会の意思を尊重するという意味からもですね、やはり専決処分にせず、議会を招集してですね、審議にかけるべきではなかったかと思いますが、その点についてどのように判断されたのか、その点をお伺いしたいと思います。

**川端龍雄議長**

川合総務課長。

**川合誠一総務課長**

はい、3点ほどございましたので、1つずつお答えさせていただきます。

まず、今回の改正でもってどれだけの経費、職員1人当たりのどれだけの経費が削減という形になったのかということですが、職員1人当たり平均ですね、7万1,428円ということになってございます。

それから、次に職員組合から今回の改正の件について異議があったかということですが、今回につきまして、特に職員組合から話はございません。

それから、3つ目でございますが、なぜ専決処分という形をとったのかというお話であったかと思えます。今回の人事院の勧告につきましては、4月に人事院がですね、特別調査を行いまして、本来ですと8月に人事院勧告が出されるものでございますけれども、今回はそういう意味では異例のですね、人事院勧告になったということでございます。まず5月の1日にですね、人事院の勧告が出されまして、それから8日に給与関係閣僚会議、それから同日閣議がございました。それから5月15日になりまして、改正法案の上程がなされたものでございます。今回は6月期末手当ということで、6月1日が基準日、職員については6月1日が基準日でございます、したがって、5月の29日、30日がお休みでございますので、29日までに決定をしなければならないというような期間的な問題が1つございました。時間的にあまりなかったという状況でございます。

それから、県にも確認いたしましたところですね、今回の改正につきましては、期間もあまりなく、特に国からの指示、専決である、あるいは議案の上程という特に指示もございませんでして、各市町村のですね、判断にお任せするというようなことがございました。で、近隣市町村につきましても熊野市さん、それから尾鷲市、御浜町、それから志摩市などもですね、専決処分に対応してございます。そういったようなところからですね、今回、専決処分をさせていただいたということでございます。

#### 川端龍雄議長

岩見雅夫君。

#### 10番 岩見雅夫議員

専決処分の問題なんですけれども、総務課長の説明ではですね、時間がなかったかのようには言われましたけれども、この本来、この議会の意思決定機関としての機能をですね、議会に代わって町長が行う場合に、やはりこれは慎重でなければならないというのが、法の精神だと思うんです。そういう面でやはり専決処分というのは慎重でなければならないのであって、今、課長説明もあったようにですね、期間はかなりあったと思います。5月8日の時点でですね、内閣からの指導文書が出ておるわけなんです、ボーナスですから、5月中にですね、31日前までに29日までに決定をしなければならないということがあってもですね、かなりの日数があり、議会招集は十分可能であったというふうに私は判断しておりますので、今後のことも含めてですね、やはり専決処分はできるだけ慎重にということで、是非ですね、もっと議会の意思を尊重できるような取り組み、これをやっていただきたいと思います。

特に35号についてはですね、一般職の問題については相当なですね、財政の収入減にもな

る問題でありますので、これはまた討論のほうで行われると思いますけれども、この点についてですね、強く要望して、一応、質疑を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第13

川端龍雄議長

次に、日程第13 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

もう昼やな。これはね、あと5分や3分でできんと思うよ。さきほどの前者議員も言ったように、こういう税関係の、かなり前から時間あったんやでさ、議会でこれもうちょっと事前に報告してほしかったともな、専決じゃなくてですよ。例えば、ざっと読んでおって国のいわゆる固定資産評価にしても随分と下がってきてます。それ以上に下がっているのは、国、県が頼んでおる不動産鑑定士の評価額なんというものは、国の算定基準の約5倍から6倍低い算定しておるんです。

だから、国が年に一度発表しておる価格なんかは、何を基準にしておるんかわけがわからん状態、これだけ住民がこの土地神話なんてというのは、とうの昔にないわけですけども、今現在において自分の持っている土地、どれだけの価値があるのか、それを町が基本的には評価してくださっておる。だから固定資産税とられておるんです。

であるのに、その評価の基準の仕方がよくわかってない。これもっと勉強するには、この昼からにさせていただきたいなとこう思いますが。例えば、この32ページですか、医療法人等

に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならないとありますが、当町にそういった土地があるのかなんのかという点もですね、これ以前からちょっと問題になっておるところなんです、これらも議論もせずに簡単に専決でやってしまうのは、いささかどうなのかなと思いますが、このほかはともかくとして、この36号だけちょっともっと事前にできやせんかったかなと思うんですが、どうでしょうか。これ町長に尋ねていいのか、課長かな。これは時間がなかった問題じゃないもん。

川端龍雄議長

平谷税務課長。

平谷卓也税務課長

それでは、なぜ専決にしたんかということからでしたか。この地方税法等の一部改正する法律の公布日が、21年3月31日です。で、施行が21年4月1日ということで、専決じゃないと臨時議会の開催が間に合わないんじゃないかということでございます。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

3月31日やって、1日からって、なんて。3月。

平谷卓也税務課長

4月1日施行です。

1番 東篤布議員

何月に通達があるわけ。

平谷卓也税務課長

3月31日が公布日です。

1番 東篤布議員

地方に対して。

平谷卓也税務課長

はい。

1番 東篤布議員

いやこのように変わりますよというのね、3月31日にきて、1日から施行しますよと、その事前にですね、こうなりますよという通達あるでしょう。施行日は31日からかも知れん。でも、こうなりますよという事前の通告あるでしょう。ですから、3月31日に町に対してで

すよ、こうなりますという文書がきてですよ。4月1日、一晩24時間も考える暇ないんですか、そんなことないでしょう。今の答弁おかしいと思いますよ。そんなこと町民聞いたらびっくりするよ。

川端龍雄議長

平谷税務課長。

平谷卓也税務課長

議論は、国等でされるわけなんですけども、当町の3月議会中にでもですね、前にでもですね、この法律の改正が決まっておれば、期間的にもあると思うんですけども、公布日も遅いこともありますけども、決定されてからですね、施行日が4月1日ということでありまして、3月中の臨時議会等ですかね、というのは難しいんじゃないかということで、毎年ですね、専決処分させていただいておるところなんです。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

とにかくね、税金がなかったら町はやっていけないのですから、その基本的なその税の問題ですから、私はですね、国からはこうなるであろうという通達がきておると思います。だからもう少し時間をかけて、今後はですね、議会でも勉強する機会を与えていただきましてですね、審議していきたいとこう思いますので、課長にも町長にもよろしく願いしておきます。以上、終わり。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

川端龍雄議長

午後は1時から開催いたします。ここで暫時休憩いたします。

(午後 0時 01分)

---

川端龍雄議長

これより会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

川端龍雄議長

お諮りします。

報告第1号から報告第7号までの7件については、提案理由並びに内容説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、報告7件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、7件の報告につきまして、ご説明申し上げます。

報告第1号 平成20年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年3月定例会におきまして、平成20年度紀北町一般会計補正予算(第4号)及び(第5号)で、国の二次補正予算に係る地域活性化・生活対策臨時交付金事業等31事業の繰り越しをお認めいただきましたが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月末日をもって総額11億1,835万9,000円を平成21年度に繰り越すものとする繰越計算書を調整いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第2号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてに

つきましても、本年3月定例会におきまして、平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、高齢者医療制度円滑運営事業の繰り越しをお認めいただきましたが、報告第1号と同様に、本年5月末日をもって総額367万5,000円を平成21年度に繰り越すものとする繰越計算書を調整いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第3号 平成20年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてであります。平成20年度紀北町水道事業会計予算におきまして、古里・道瀬簡易水道統合整備事業及び赤羽川災害復旧工事此ヶ野橋架け替えに伴う、送・配水管仮設・移設工事につきまして、総額8,693万5,550円を平成21年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等についてであります。財団法人紀北町開発公社の平成20年度の決算と平成21年度の事業計画等の書類を作成しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に提出し、報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。平成21年1月11日午後3時45分ごろ、紀伊長島区長島の江ノ浦橋におきまして、橋の上げ下げを管理している職員が通過中の船舶を見落としのまま降下操作を開始し、通過中の船舶のマストに橋桁を接触させ、マストと無線アンテナ等を損傷させてしまいました。

その後、同年3月31日に損害賠償額を14万5,162円として和解が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

報告第6号 専決処分の報告についてであります。平成21年3月3日午後2時45分ごろ、紀伊長島区古里のきいながしま古里温泉の敷地内におきまして、建設課職員が公用車の軽トラックを方向転換させるため温泉敷地内から比幾農道へバックしたところ、古里方面から温泉に来た車両と衝突し、相手方車両を損傷させてしまいました。

その後、同年4月15日に損害賠償額を4万9,711円として和解が成立し、報告第5号と同様の規定により専決処分し、議会に報告しようとするものであります。

報告第7号 専決処分の報告についてであります。平成21年4月17日午後2時30分ごろ、紀伊長島区東長島の中州資材置場におきまして、建設課職員が運転する公用車の2tダンプトラックが、資材を下ろすため方向転換しようとしてバックしたところ、後方の安全確認を怠り駐車していた車両に衝突し、相手方車両を損傷させてしまいました。

その後、同年5月20日に損害賠償額を16万2,876円として和解が成立し、報告第5号、6号と同様の規定により専決処分し、議会に報告しようとするものであります。

今回、上程いたしました4件の事故議案及び報告につきましては、いずれも職員の不注意によるものであり、相手方の心身並びに財産を傷つけてしまったことに対しまして、大変申し訳なく思っております。以前にも申し上げましたが、このような事故が頻発することは、やがて大きな事故にもつながりかねないことであり、今後、課長会議や職員研修会等を通じ、職員の交通安全意識の向上により、一層努めてまいり所存でございますので、議員の皆様にはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、7件の報告につきまして、ご説明申し上げましたが、報告第1号から第4号までの詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

#### 川端龍雄議長

続いて、内容説明を求めます。

報告第1号についての内容説明を求めます。

塩崎財政課長。

#### 塩崎剛尚財政課長

報告第1号について、説明させていただきます。

69ページをお願いします。

報告第1号 平成20年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成20年度紀北町一般会計補正予算（第4号）第2条及び平成20年度紀北町一般会計補正予算（第5号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成21年6月9日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは、70ページをご覧ください。

平成20年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書により説明させていただきます。

繰越明許費につきましては、本年3月議会の補正予算（第4号）（第5号）において、繰り越しを認めていただいたもので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

第2款総務費、第1項総務管理費では、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、管財契約関係分1,015万9,000円、住民関係分3,910万4,000円、企画関係分200万円、移住・定住交流促進事業で2,157万2,000円、定額給付金給付事業3億3,148万6,000円を繰り越すも

のであります。

第3款民生費、第3項児童福祉費では、子育て応援特別手当支給事業 985万円を繰り越すものであります。

71ページをお願いします。第4款衛生費、第1項保健衛生費では、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、環境管理関係分 1,053万 7,000円を繰り越すものであります。

第2項清掃費では地域活性化・生活対策臨時交付金事業、リサイクルセンター関係分 535万 5,000円、クリーンセンター関係分 3,643万 5,000円を繰り越すものであります。

第5款農林水産業費、第1項農業費では地域活性化・生活対策臨時交付金事業、農政関係分 146万円を繰り越すものであります。

第2項林業費では、同じく林政関係分 330万円を繰り越すものであります。

第6款商工費、第1項商工費では、町内消費活性化促進事業 300万円、道の駅紀伊長島マンボウ休憩所整備事業 2,217万 8,000円。

72ページをお願いします。

地域活性化・生活対策臨時交付金事業、商工関係分 1,915万 7,000円を繰り越すものであります。

第7款土木費、第1項土木管理費では、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、建設関係分 7,175万円を繰り越すものであります。

第2項道路橋りょう費では、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業 910万円、町道道路改良事業町単分 2,632万 8,000円、町道永長線道路改良事業 4,990万円、町道茂原前山線整備事業 2,063万 4,000円を繰り越すものであります。

第5項都市計画費では、高速道路整備関連受託事業 1億 599万円を繰り越すものであります。

73ページをお願いします。

第8款消防費、第1項消防費では、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、防災対策関係分 359万 4,000円を繰り越すものであります。

第9款教育費、第1項教育総務費では、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、学校教育関係分 2,662万 8,000円を繰り越すものであります。

第2項小学校費では安全・安心な学校づくり交付金事業、小学校施設耐震補強事業 8,230万円を繰り越すものであります。

第3項中学校費では、同じく中学校施設耐震補強事業 3,430万円を繰り越すものであります。

す。

第5項社会教育費では、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、生涯学習関係分 4,194万 2,000円を繰り越すものであります。

第6項保健体育費では、同じく学校給食関係分 545万 5,000円を繰り越すものであります。

第10款災害復旧費、第3項公共土木施設災害復旧費では、国補町道道路災害復旧事業 1億 2,043万 2,000円を繰り越すものであります。

74ページをお願いします。

町単町道道路災害復旧事業 201万 2,000円、併用林道災害復旧事業 105万 1,000円、町単河川災害復旧事業 135万円をそれぞれ繰り越すものであります。

以上、合計しまして11億 1,835万 9,000円を21年度に繰り越すものであります。

その財源としまして、国県支出金 8億 5,295万 7,000円、地方債 1億 8,810万円、一般財源 7,730万 2,000円であります。なお、繰り越しを予定していました地域活性化・生活対策臨時交付金事業、基金積立分 2,532万 6,000円につきましては、平成20年度内に国の交付金収入があり、平成20年度において決算処理させていただいたところであります。

以上で、報告第1号 繰越明許費計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

#### 川端龍雄議長

次に、報告第2号についての内容説明を求めます。

谷口住民課長。

#### 谷口房夫住民課長

それでは、報告第2号の説明をさせていただきます。75ページをご覧ください。

報告第2号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について  
平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成21年6月9日提出

紀北町長 奥山始郎

76ページをご覧ください。平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、本年3月議会におきましてお認めいただいた繰越明許費について、地方自治法施行令に基づき、報告させていただくものでございます。

その内容でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、事業名が高齢者医療制度円

滑運営事業で、金額が 367万 5,000円、全額平成21年度に繰り越したものでございます。

財源内訳でございますが、全額国からの補助金であり、未収入特定財源となっております。なお、この事業の内容でございますが、保険料軽減に伴い電算システムを改修するものでございます。

以上で、報告第 2 号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### 川端龍雄議長

次に、報告第 3 号についての内容説明を求めます。

村島水道課長。

#### 村島成幸水道課長

それでは、報告第 3 号を説明させていただきます。

77ページをお願いいたします。

報告第 3 号 平成20年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

平成20年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により報告する。

平成21年 6 月 9 日提出

紀北町長 奥山始郎

78ページをお願いいたします。

平成20年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、事業名、古里・道瀬簡易水道統合整備事業、予算計上額 1 億 1,885万 1,000円、支払義務発生額 6,691万 5,450円でございます。これは平成20年度中に工事が完了し、支払いした工事費でございます。それから翌年度繰越額ですが、5,193万 5,550円、財源内訳は国庫補助金は 1,056万 1,000円でございます。補助率は 4 分の 1 でございます。企業債の借り入れは 3,050万円、損益勘定留保資金 1,087万 4,550円でございます。繰り越しの理由は、当初予定しておりました配水池築造工事の場所を変更したため、買収いたしました土地の地形にあわせました配水池の形状や、構造を決定するにあたり時間を要し、設計業務が遅れたことによるものでございます。に伴い配水池築造工事の発注が遅れたものでございます。

次に、赤羽川災害復旧工事此ヶ野橋架け替えに伴う送・配水管仮設・移設工事ですが、予

算計上額 3,500万円、翌年度繰越額 3,500万円で、財源は県から工事負担金としていただき、施工するものであります。これは十須簡易水道にかかるもので、県が平成16年度の災害復旧工事として施工する赤羽川にかかるや此ヶ野橋の架け替えであります。平成19年度に施工する予定で予算を計上いたしましたが、橋の用地にかかる土地の地権者の同意が得られず、工事を見送った経緯があります。平成20年度に入り同意が得られたことにより、平成20年9月補正で予算化をし事業に着手いたしましたが、県が実施する此ヶ野橋の架け替え工事の進捗にあわせて実施する工事であり、県の工事が遅れたため繰り越しするものであります。

橋の工事は9月末に完成することとなっており、水道管の移設は橋の完成にあわせて完了いたします。以上でございます。

#### 川端龍雄議長

次に、報告第4号についての内容説明を求めます。

中場企画課長。

#### 中場幹企画課長

報告第4号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の79ページをお願いいたします。

報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり財団法人紀北町開発公社の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等を提出し報告する。

平成21年6月9日提出

紀北町長 奥山始郎

報告第4号の資料の次のページ、80ページをご覧いただきたいと思っております。

80ページにつきましては、平成20年度事業報告でございます。1の事業の概要ですが、まず、（1）その他固定資産では、公社住宅、小松原にあります公社住宅の運営に関することとして、公社が所有しております小松原住宅6戸は、年間を通しまして全室入居していただいております。

次に、火災報知器の取り付けでございますが、消防法の改正によりまして、設置が義務付けられました火災報知器を各戸に1箇所ずつ取り付けをさせていただきました。全6個取り付けいたしましたので、費用は5万400円でございます。

次に、2の理事会等についてでございますが、平成20年4月25日、平成20年12月18日、平

成21年3月30日の3回開催をいたしております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、81ページをご覧いただきたいと思います。これは平成20年度収支計算書でございます。主なものを決算額の欄でご説明をさせていただきます。まず、Ⅰの事業活動収支の部、1. 事業活動収入の主なものといたしましては、住宅家賃収入といたしまして197万1,000円、これは住宅家賃収入で小松原住宅6戸分の家賃でございます。予算額と決算額の差2万7,000円の増でございますが、平成19年度の決算のときに未収分がございまして、その分の5万4,000円が平成20年度分として歳入されております。また、平成20年度未収金が発生いたしました2万7,000円、1戸分が生じたので、その差額の2万7,000円分が増ということになってございます。なお、平成21年3月末日現在の未収金2万7,000円につきましては、すでに納付いただいております。

次に、受取利息の1万1,787円につきましては、普通預金の利息であります。

雑収入の11万3,548円につきましては、公社の用地の貸与料でございまして、貸与先につきましてはNTT、中部電力、近畿自動車道紀勢線工事会社のオリエンタル白石株式会社、前田建設工業株式会社、また社団法人日本犬保存会三重支部等への土地の貸付料でございます。

事業活動収入計の決算合計は、209万6,735円であります。

次に、事業活動支出の主なものといたしましては、理事会出席理事の報酬12万円、火災報知器設置5万400円、事務費消耗品ほか2万9,729円、小松原住宅保険料8,100円などで、事業活動支出の決算額につきましては25万164円であります。

このことによりまして、事業活動収支差額の決算額は184万6,571円となります。

次に82ページをご覧いただきたいと思います。Ⅱの投資活動収支の部、Ⅲの財務活動収支の部、Ⅳの予備費支出はございませんでした。このことにより当期収支差額は184万6,571円となり、前期繰越収支差額1,184万2,849円とあわせた次期繰越収支差額は1,368万9,420円となります。

次に83ページをご覧ください。83ページは正味財産増減計算書について、ご説明いたします。この計算書は対象年度に収入すべきもの、支出すべきものを表す計算書でございます。まず、Ⅰの一般正味財産増減の部、当年度の欄の上から5行目、経常収益計は206万9,735円で、主なものは小松原住宅の家賃であります。

続きまして、(2)の経常費用は、さきほどご説明いたしました81ページの事業活動支出

に加え、減価償却費として65万 4,697円を計上いたしております。この分は小松原住宅の平成20年分の減価償却を行うものであります。このことによりまして経常費用計は90万 4,861円となり、当期経常増減額は 116万 4,874円となります。

次に2の経常外増減の部では、(1)経常外収益、(2)経常外費用ともにございませんでした。このことによりまして当期一般正味財産増減額は 116万 4,874円となり、一般正味財産期首残高が 7,217万 6,995円でありましたので、一般正味財産期末残高は 7,334万 1,869円となります。これにIIの指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高、これ基本財産分でございますが 2,610万 7,100円を加えまして、IIIの正味財産期末残高は 9,944万 8,969円となります。

次に84ページの貸借対照表の当年度の欄をご覧いただきたいと思います。まず、Iの資産の部、1流動資産は、普通預金 368万 9,420円、定期預金 1,000万円であります。平成20年度におきまして普通預金から 1,000万円を定期預金に変更しております。

未収金 2万 7,000円で小松原住宅の未収金であります。流動資産合計は 1,371万 6,420円となります。

続きまして2固定資産、(1)基本財産の基本財産合計は 2,610万 7,100円です。(2)その他固定資産は、海山区船津の小松原に所有する紀州造林跡地ほか合計で 5,962万 5,449円で、固定資産合計は 8,573万 2,549円、資産合計は 9,944万 8,969円となります。

次にIIの負債の部につきましてはございません。

次に3の正味財産の部、1指定正味財産は 2,610万 7,100円で、2一般正味財産 7,334万 1,869円を加え、正味財産合計と負債及び正味財産合計は同額の 9,944万 8,969円となります。

次に85ページをご覧ください。85ページにつきましては財産目録でございます。

86ページは財務諸表に対する注記でございます。

続きまして87ページ、88ページは、その他固定資産の明細書でございまして、平成20年度期末価格合計は表の一番右下にございます 5,962万 5,449円となります。

89ページ、90ページ、91ページは、その他固定資産の主な位置でございまして、89ページが小松原の紀州造林の跡地の位置図でございます。90ページは便ノ山の杉野用地でございます。91ページは馬瀬の外荒古の用地でございます。

92ページにつきましては、平成20年度の決算監査を受けた結果の写しを添付してございます。

続きまして93ページをご覧ください。93ページにつきましては、平成21年度の事業計画でございます。現在のところ平成21年度事業計画といたしましては、公社住宅であります小松原住宅の運営管理に関することでございます。

次に、94ページをお願いいたします。このページは平成21年度収入支出予算であります。主なものを予算額でご説明させていただきます。事業活動収支の部の1事業活動収入では、付帯施設収入といたしまして住宅家賃収入が194万4,000円、雑収入といたしまして、土地利用料ほか6万2,000円、これは近畿自動車道紀勢線の工事に伴う会社等への土地の貸与等を含んでおります。このことから事業活動収支の合計は200万8,000円であります。

次に、2事業活動支出の主なものといたしましては、役員報酬24万円、修繕料50万円、これは小松原住宅の修繕料を見込んでおります。用地管理費10万円は公社が所有する土地の管理費であります。事業活動収支計は114万円となります。昨年度と比較し、マイナスの5万円となっております。

これらのことから、事業活動収支差額は86万8,000円となり、昨年度と比較し12万2,000円の減となります。

次に、投資活動収支の部でございますが、現在のところ土地などの売却予定がございませんので、予算には計上いたしておりません。

次に、財務活動収支の部でございますが、借入金がございませんので、予算計上はありません。

次に、予備費といたしまして20万円を計上いたしております。このことによりまして、当期収支差額は66万8,000円となり、平成20年度からの繰越差額であります前期繰越収支差額1,371万6,420円とあわせ、次期繰越収支差額は1,438万4,420円となります。

続きまして、95ページをお願いいたします。95ページにつきましては、正味財産増減計算書でございます。当年度の欄をご覧ください。一般正味財産増減の部の経常収益計は200万8,000円であります。

(2) 経常費用は、前ページの平成21年度収入支出予算に小松原住宅の平成21年度分の減価償却費65万4,697円をあわせたもので、経常費用計は199万4,697円となります。

当期計上増減額は1万3,303円となります。経常外増減の部はございません。

このことから、一般正味財産期首残高は7,334万1,869円で、これに当期一般正味財産増減額1万3,303円を加え、一般正味財産期末財産は7,335万5,172円となります。

指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高は2,610万7,100円で、正味財産期末残高

は 9,946万 2,272円となります。

次に、96ページは貸借対照表でございます。当年度の欄をご覧ください。資産の部1流動資産の普通預金は 438万 4,420円、定期預金は 1,000万円、流動資産合計は 1,438万 4,420円、2の固定資産の(1)基本財産合計は 2,610万 7,100円、(2)その他固定資産合計は 5,897万 752円で、資産合計は 9,946万 2,272円であります。

次に、負債の部では借入金等ございませんので、計上はいたしておりません。

次に、正味財産の部、正味財産は 2,610万 7,100円で、一般正味財産 7,335万 5,172円を加えた負債及び正味財産合計は 9,946万 2,272円となります。

次に、97ページをご覧くださいと思います。97ページにつきましては財産目録でございます。98ページは財務諸表に対する注記でございます。

99ページから 100ページは、その他固定資産明細書であります。その他固定資産の平成21年度末の期末価格につきましては、右下にございます 5,897万 752円となります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

川端龍雄議長

以上で、報告7件についての説明を終わります。

---

## 日程第14

川端龍雄議長

これから質疑を行います。

日程第14 報告第1号 平成20年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について議題といたします。

質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

一括やね、7号まで、報告7号まで。

川端龍雄議長

いえ、今、報告第1号のみ。

11番 入江康仁議員

一括の説明だけやった。どうも失礼しました。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか、報告第1号。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第15

川端龍雄議長

次に、日程第15 報告第2号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

---

#### 日程第16

川端龍雄議長

次に日程第16 報告第3号 平成20年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ちょっとお尋ねします。支出のですね、古里・道瀬簡易水道統合整備計画の中で、さきほど課長がですね、配水池築造工事にかかる測量設計業務が遅延したためということの中で、この支払い義務発生額というところの 6,691万 5,450円、これがもう支払いされているんですか、という額ですか。

それで、それはどこまでの工事の進捗の中で支払われたかということ、ちょっと答弁お願いします。

そして、この残りの 5,193万 5,550円に対しては、これからどっからどこまでの工事の期間なのか。

そしてまた、この配水池築造工事にかかる測量設計業務が遅延したためということの中でですね、何かその場所が変わったとか、そして土地の買収をまたやったという説明があったように思うんですが、それはどこのところを言うのか、とりあえずそのところだけ答弁お願いします。

そして、その買収金額ですね、土地の。そこもお願いします。

**川端龍雄議長**

村島水道課長。

**村島成幸水道課長**

ただいまの質問にお答えさせていただきます。支払い義務発生額と申しますのは、平成20年度におきまして、古里・道瀬簡易水道統合整備事業の中での事業がほかにもあったわけです。それについて20年度内に終了したものについては、支払いを終えております。

それにつきましては、敷地造成工事が一式ですけれども 2,386万 8,600円、それから管路、連絡管ですね、管の布設工事が 1,637万 1,600円、配水管の布設工事は 2,667万 5,250円ということでございます。その3つの合計が 6,691万 5,450円というふうになります。

また、さきほど場所がということなんですけれども、当初、私どもが配水池を設置する場所につきましては、かなり四角い形状であったところを予定しておったわけなんです、そこがちょっと熊野古道の一石峠の道のところにあたるということで、場所を変更いたしました。求めた土地につきましては少し長方形になる場所でしたものですから、円形の配水池からですね、四角いステンレス製のものに替えるかどうか等々について協議をしているうちに、少し時間がかかってしまったということで、業務は終えておるんですけれども、工事については12月の発注になってしまったということでございますので、今回、それが間に合わなかったという、失礼しました。工事はですね、今年の3月になってから入札になってしまった

ということですので、国庫補助事業もありまして、20年度の中で繰り越しをして実施したいというものでございます。

金額なんですけれども、少しお待ちください。失礼しました。用地購入費でございます。2,909㎡、144万9,300円で求めています。そういうことでございます。以上でよろしかったでしょうか。

**川端龍雄議長**

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

ちょっと答弁不足のところ、残りのあと5,000ですね、5,193万5,000円のところの工事は、どこのところを指すかということ、まだ答弁いただいてない。

**川端龍雄議長**

村島水道課長。

**村島成幸水道課長**

失礼しました。これは海野と古里の間の峠のところに水道の配水池を設置する工事費でございます。現在、もう発注しております、今年の9月いっぱいまでには完成するというもので、今、発注していますのは約300tのステンレス製の配水池を発注しております。そういうものでございます。

**川端龍雄議長**

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

本来、これは道瀬と古里のこの簡易水道を上水道に替えるということの工事ですね、目的は。それで以前これ質問もやったと思いますけど、これに関している本管そのものは、あの長島隧道にはもう本管はあるだろうということは町長、私質問しましたね。それで真っ直ぐに行って、ずっと真っ直ぐに行って道瀬と古里の間にあるもうあの山の上か、それとも現在建っているあの古いホテルの跡なんか、リゾートホテルですか、その跡なんかの買収をやってきたら一番良かったんじゃないかということを、質問した経緯があるんですけど、今回、これ今、説明では海野からということやったね。

当初の説明とはちょっと町長、これ異なっておるんじゃないですか。私どもこの予算審議したときの質問と。そして海野に関しては海野のその上水道に関しては江ノ浦の中ノ島にある貯蔵タンクが海野まで付けるということで、あそこも供用できるようにしてあると、当初

の計画は私は海野から回るんじゃなくて、長島隧道を通ってる本管を、あれはもう10年以上か、僕が議員やっておったときに、もうあの工事がいろいろな問題あって、その中にもう埋めてあるということは、僕はもうその当時知っているんですよ。

なぜそれが、熊野古道の景観かなんかというようなことがあったけど、そういうような中で、その場所がなぜ反れてしまったのか。それでその場所に関するあれは、所有者は誰ですか、これは。なぜ、そういうような当初の計画からしたらですね、何か横へ反れて遠回りしたような配管の設置をやるようになったのか、ちょっと説明願います。

**川端龍雄議長**

村島水道課長。

**村島成幸水道課長**

入江議員の質問にお答えさせていただきます。当初、そのような話が議員からもありました。議論させていただきました、この場で。しかし、私どもの古里・道瀬簡易水道統合整備事業の計画というのは、当初から海野から古里、古里から道瀬へということで変わっておりません。そういうことです。

どうも失礼しました。土地の所有者ですけれども、これは東和建設と聞いております。

**川端龍雄議長**

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

水道課長、これは私、あなた本当にその町長も今の課長の答弁はそれでいいんですね、町長。これは念を押しておきます。要は大内町長の時代にもう古里と道瀬の簡易水源池を上水道に替えようという計画のもとです、長島隧道の中にもう本管が掘ってあるはずですよ。それを当初からそのような計画というのは、絶対あり得ないんですよ。

それだったら今、長島隧道にある本管は無駄な工事をやったということですか。あそこまで引いてあるんですよ、もう。それをそれなら今の課長が今日した答弁で訂正しておるということは、全然計画になかったと言ったけど、これは絶対間違いないですね。私はその当時の今度は工事から皆調べます、これ。確実にそういう計画の中で、それで海野はこっちへ回っていくような予定はなかったはずですよ。海野で止まっておったはずですよ、これは。

海野に対するその町水道は、中ノ島にある町水道は海野までのあれでつくってあるはずですよ。だから今の言うた、課長の答弁というのは重大なこれあれになりますよ。さきにやった計画を否定しているんですから、だから担当、そのときそのときの担当課長の答弁も皆否定

していることになっているから、これ大きな問題になると思いますけど、それは議事録も私も拾ってやります。それは間違いありませんね町長、それだけ答弁ください。

**川端龍雄議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

ただいま村島課長が答えたとおりだと思っております。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

**19番 奥村武生議員**

そのことに関して私も以前に質問したことがあるんですけども、その海野から回さずにですね、その古いトンネルの中を確か16mmというふうなパイプ、厚さだと思ったんですけども、下から多分サークルKのところだと思うんですけども、そこから直接その国道に沿ってトンネルの入口まで水道管をはわせてきたときに、とした場合に、これ費用はいくら要りますか。それちょっとそれだけ知りたいです。いくらというふうに試算されましたか、トンネルの入口まで、本来の、いわゆる入江議員が言われたようにですね、直接国道に沿って多分上がってきたときに、その費用というのはいくら、大体いくらぐらいかかりますか。

いわゆる海野から、海野の寺の前ですね、今止まっておったのは、寺の前から迂回して峠へ上げてこっちへ船津へ来るのと比較をしたいわけですよ、私は。費用について。それをちょっと費用についてお聞きします。

**川端龍雄議長**

村島水道課長。

**村島成幸水道課長**

お答えします。今のご質問は加田のですね、サークルKから、江ノ浦トンネルですか、そこまでの水道管を布設替えした場合の金額のことだと思いますが、それはまだ計算出しておりません。

失礼しました。実はですね、その奥村議員の言われるところについては、すでに配水管、町水道の上水道の配水管が来ております。来ているんですけども、その配水管は管が細くてですね、実はリサイクルセンター等への給水もして行っておるんですが、不足するぐらいの量なんです。したがって、そのトンネルに入っている管につなごうと思いますとで

すね、そのサークルKのところから全管布設替えをしてこなくてはならないということで、布設替えをする場合と、それから今回の海野から回す場合のと、いろいろ協議もしたわけですけれども、海野から回すほうを選択したわけでございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

私も前聞きましたよ。細いのでね、ごみの処理場の皆さん、仕事している皆さんがシャワーも浴びることが非常に困難なような水しかない。私の今聞いたのはそれをそのトンネルに合体、トンネルの中にはわせておるような、合体するような大きさに替えた場合の費用というのは、どれぐらいですかということをお聞きしたいんです。公式の場でね。個人的にやっぱり聞いても、以前聞いたようなことがありますけども、莫大な費用というふうにしか答えられなかったわけなんですけども、個人的には。この公式の場で大きいパイプにしたらいくら要りますかということをお聞きしたいんです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その布設替えをした場合の費用計算は、今ここに手持ちはありませんけども、後ほどその計算をした資料を報告します。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それはそやけど、明解にやっぱり、本来はそのどちらがね一番ベストで、費用の面でも、あるいはその他の面でもベストかということの考えになるわけですから、そんな水道課長のあれを聞いてですね、明解に即答するぐらいのことが頭に入っていないと、私はこれは困ると思うし、非常に重大なことだと思うんですよ。費用がどれぐらい違うんか、確か私が前聞いたときは海野から引っ張ってくるほうがはるかに安いんだと聞いたもんですから、その場は収めましたけども、それを一遍きちっとわかるようにですね、費用をちょっと一遍調べて、重要な質疑だと思うですよ、これは。だから中断、休憩してでもやっぱり言ってほしいと思います。

川端龍雄議長

村島水道課長。

**村島成幸水道課長**

奥村議員の今の質問の件なんですけれども、今、手持ちもありません。持っておりませんし、当初着工するときには比較計算もしたと聞いておりますので、後日でも提出したいと思いますが、いかがでしょうか。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**川端龍雄議長**

さきほどの答弁ので、入江議員がありますので許可します。

**11番 入江康仁議員**

全然、その課長の答弁はですね、奥村議員にやったのと、私に言ったのと全然違うわけですね。私は計画性のあった前の大内町政のときに計画あって、もう本管を通してあるんです、事実。それを否定したわけですから、私はそのときに何回も否定するんですねと、歴代のその課長が答弁してきたものを否定するんだねということを、課長に確認して、町長にもそれでいいんですね言って確認をもらったわけですね、答弁を。

そうっておる間にもう、その計画性があるのわかっているじゃないですか、本人は。わかっている答弁しているじゃないですか。どういうこと、これは。だから私は前課長が、その当時の課長がやってきた答弁が議事録に残っているから、これもいろいろ問題になったトンネルだから、それがもう中にあった工事を皆配管、なぜ知っているかというのは、その当時問題になったからですよ。そうしてそのなかにも将来、古里・道瀬を簡易水源池から直接上水道にするために本管も埋めましたということをやっているのに、それを否定したわけですから、これはちょっと答弁は許すことできないですよ。私は十分そこまで言ったよということまで言うておるんですから、それは今、自分の感覚でね、そういう課長の1人の判断で言うてもらったら困りますよ、これ。

こんな答弁はあんた、1人の議員はやったときは適当にそんなら答弁して、また違う同じような質問やったときには計画してたよと、そんな馬鹿なことないでしょう。それもあんた5分も10分も経ってないうちに、これはちょっと議長、ほんまに問題ですよ、これは。ちょっとそこだけは議長、議長の判断で、これ議事進行ですから。

**川端龍雄議長**

村島水道課長。

#### 村島成幸水道課長

要するに、紀伊長島上水の加田側から三浦、古里、道瀬方面への給水については、管全体を紀伊長島区の上水道全体を、また三浦のほうに延ばしたいと思っておりますし、また赤羽のほうにも延ばしたいと、これはそういう構想があるわけなんですけれども、この事業に着手しました19年、それ以前に計画を進めたわけなんですけれども、そのときにはそのトンネル内の、紀伊長島の加田のほうの水道管を通していくという計画はなかったと、要するに海野方面から給水の水を持っていくという計画であったということでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

#### 川端龍雄議長

入江康仁君。

#### 11番 入江康仁議員

それやったらね、質問のやり方も変わってくるんですよ。なぜ、そんならそないして大内町政のときにやね、きちんとしたもう計画のもとで、道瀬、古里、三浦までというのは、これ当然もうそのときに計画しておったとおりになんです。それをなぜ変更してまで、これをやらなくちゃならなかったかと、まして当初の計画だったら今、北村議員言われておるようなね、熊野古道のことも問題になるようなことはなかったですよ。それを問題があるようにしたのが、今の変更したルートじゃないですか。

そんな答弁するんだったら、質問の仕方も変わってくる。あまり議員をなめたような答弁したらあかんよ、課長。真実の一つだから。口ででまかせしておったら自分と自滅するよ、あんた。なぜそんならルートが変更になったかということ、さきに説明せやさなあかんやないか。さきに大内町政がきちんとそれはもう、約ね、大内、奥山町政22年ですわ、これ旧紀伊長島町からの今までのあれして、そのときの大内町長がもう将来、簡易水源池は駄目だと、いろんな諸問題あると、井戸に対してもいろいろな雑菌とかいろいろな問題があるからということで、上水道にしていかなあかんということで、計画しておるのを否定しておるんですから。

だから、私は何回もいろいろなその当時の担当課長からも答弁を聞き、町長からも答弁聞いておる。なぜそれを今度は奥山町政になって変更して、それではおかしくなるじゃないですか。業者そのもの自体が、奥山町長との今度は親族関係になってくる。そういう問題まで発展していくんですよ。今度は、今のような答弁では、それでは自分の親族会社の仕事をつく

るために、ルート曲げておるんかとなるよ、これは。答弁は本当に違うてきたら。だから私は聞いておるんですよ。だから議長、やはり答弁はね一貫して、誰が質問しても、町長以下担当課長は1つの質問は一貫性をもった答弁をしてもらわな、皆違った答弁だったら質問になりませんよ、これ。そこだけちょっと議長お願いします。これはある程度のところは私は引きますけどね、これは違うときにまたやります。

**川端龍雄議長**

町長、今、入江議員の質問と、課長のいろいろな答弁の補足があったら、町長からご答弁願います。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

入江議員のご質疑についてはですね、なぜ、大内町長時代にトンネルへ水道管を通してあるのに、それは古里、道瀬へいくために通してあるのに、なぜ海野に回したかということなんでしょう。それを私もう一回しっかりと担当課と、その当時のことをよく協議して説明いたします。それまでちょっと待ってください。お願いします。

**11番 入江康仁議員**

それやったらそれでええんさ、そやけど知らなかった、知らなかったと言うから問題になっておるんですよ。

**奥山始郎町長**

それは私も間違った答弁するとあきませんので。

**11番 入江康仁議員**

間違った答弁したから問題になって。

**奥山始郎町長**

そこはさきほど奥村議員に答えた課長の答弁は、サークルKからそのトンネルまでの水道管は15mmかな、細いんで、それをこちらのほうへ回したと言いました。しかし、それも含めてですね、よくその辺の問題の実態を調べます。それからお伝えします。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方。

1番 東篤布議員。

**1番 東篤布議員**

町長お忘れになっておるんやないかと思うんです。この前者2名の議員さんがですね、な

ゼルートが変わったのかとこうおっしゃってましたが、確か紀北町になる前、紀伊長島町時代にですね、町長、紀伊長島区の今現在の紀伊長島区の配管のですね、どこに何mmの管が、何年に埋設されてみたいな、具体的な図面がなかったと思うんですね。確かあのときの課長、名前はちょっと伏せておきますが、何々課長であったとこう記憶しておりますが。

それで今後のですね、町水道の運営を円滑にしていくためにも、現在の埋設管の調査をせなならん、それで 500万円やったかいくらか予算を投入して新たな図面をつくった。これは奥山町長の確か平成16年か15年の末やったと思うんですが、その図面に基づいて新たな構想を練るんですということで、予算を計上してつくられたと思うんですが、町長、それご存じないですか。今の課長はご存じないわけがないね、その当時から職員であったんですから、ただ、その議会には出席してませんでしたけれども、その予算を入れて図面新たにつくったの町長覚えてないですか。その後、方向性が変わったのではないかと、100万円やった、図面をつくったんですよ。いやいや 500万円とか、何かかなりの額でしたよ。

**川端龍雄議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

旧町時代に、今議員がおっしゃったように、どこどこを何年経過した水道管が何mmのものは布設されておるといふのをですね、やろうとしたんですが、水道課のほうでは今ちょっとそれは難しいというようなことで、それはやってなかったと、そういうふう覚えてます。

**川端龍雄議長**

1番 東篤布議員。

**1番 東篤布議員**

確かね、そのときによその業者に委託をされてね、私はそのときに地元の業者もなぜ入れてやってくれんですかと、地元で実際にそういう水道管事業にたずさわっている業者が何社かおるわけで、その方々も入っていただいたほうが、より良い具体的な図面ができせんかということで意見を申した記憶があるんですが、またその点は課長調べておいてください。議事録を見たらその予算化されておるとお思いますのでね、残っておるとお思います。あるかないかを聞きたかっただけでした。以上終わり。

**川端龍雄議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

8番 尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

今、議論いろいろあって、議論そのものがそういうことじゃないですけど、これはですね、繰越明許についての報告だったと思います。それでさきほどですね、相賀小学校のときに3月の既決事項については、さきほど議長は触れないと、この議案の予算の締結、契約の締結についてだけ質疑してくださいとおっしゃった。

それでですね、この今も繰越明許について、その繰り越した理由等をするのであれば話はわかるんですが、この事業自体もすでに既決済みだと思うんです。その既決した中での質疑に戻ってしまうことはいかがかと思いますが、いかがですか。

川端龍雄議長

お答えします。全く関係をこれなしで、やはり質疑の中の入っているのを、やはり質疑をそれを止めるということも、今回の場合は止めるまでもいかんというような判断をしましたのでさね、少しそれを外れるというのか、少し含めることもあったですけども、全体を止めるということは少し不可能というような判断をしましたので、そのように続けました。

8番 尾上壽一議員

はい、わかりました。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第17

川端龍雄議長

次に、日程第17 報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成20年度決算及び平成21年度事業計画等についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

1 番 東篤布君。

#### 1 番 東篤布議員

81ページ、収支決算書のところですが、このところにですね、土地の賃貸の提示がございます。いわゆるこのオリエンタルですとか、中部電力とかNTT、前田建設等とありますね。ここでちょっと課長にお尋ねしたいんですが、当町の事業者で現在も過去からも土地を賃貸して事業をされておられる方もございます。そしてまた最近、近年高速道路に絡んで民間の方々も賃貸されておる土地もあるわけですが、その賃貸の金額を決めるにあたって、いいですか2つあるんです。今までの地元の事業者さんにお貸しする賃貸の金額、それともう1点は、今回の高速道路に絡んでの賃貸金額等もあるわけですが、これを見ておると、どうも後者のほうにあたるのではないかと思うんですけれども、計算式に違いはございませんか。あるのか、ないのかだけお教え願いたい。

それと、どのような計算式で出しておるのか、固定資産税の何%掛ける何%とかあるはずですよ。はい。

#### 川端龍雄議長

中場企画課長。

#### 中場幹企画課長

開発公社でお貸ししております、さきほど議員さんのご質問のありました高速道路関係の土地も含めた計算でございますが、私ども開発公社では細かい規則がございませんで、紀北町の公有財産管理規則に則りまして計算をしております。

道路につきましても、紀北町の道路の占用料徴収条例等を活用させていただきまして計算をし、金額をはじいてございます。よろしいでしょうか。

#### 川端龍雄議長

東篤布議員。

#### 1 番 東篤布議員

民間の方々が今回の高速道路に絡んで余剰化しておるわけで、それは地権者の方から金額を提示できない状態であります。いわゆる国交省から、県からお宅の土地を貸してください。それでお借りするときには、こういう評価基準でお借りするんですよ、言えれば一方的なわけですね。当町としても住民の財産である土地を管理させていただいております。そのときにその土地を貸すときにあたってですね、町独自の算定基準でやっておるわけです。

ましてやこの開発公社というのは利益を追求すべき会社でなかろうかと思うわけですね。であるならば、国交省が、県がどれほどのですね、基準でもって土地を借りておるのかということの研究しないでおってですよ、ただ単に町の右へ倣えするというのであればね、開発公社なんか要らん、こういうことになってしまう。だからその点が明確にされておるのか、いないのかという点と、その計算式をご存じですかということ、もう一遍具体的にお答え願いたい。

川端龍雄議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

まず、民間の方がお貸しするときの計算式は存じておりません。それともう1つ、私ども公社の事業をやっている中で、そういう民間の方々が高速道路用地に土地を貸す場合の金額等は、不認識で勉強不足だというふうに認識しております。今後、この辺も調査をさせていただきまして、引き続き今後、賃貸に関しまして、そのようなことが可能かどうかあわせて検討させていただきたいというふうに思っております。

川端龍雄議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

課長ね、知っておいてくださいよ。いいですか。例えば町が住民の皆さんから土地をお借りするときね、何か比べるものがなけりゃいけないじゃないですか。例えば国の、去年まで国に借りてもうておったからこうやった。住民に教えてもらうようじゃ具合が悪いんで、やはり住民の財産を買わせていただくにしても、借りるにしても知っておいてやらんとです、いわゆる国、県の買収価格が非常に今崩れてきておるとい、住民の苦情も理解できなくなるんじゃないかと、こう思います。

それで3点目ですが、85ページですがね、財産目録をこう見てますと、いわゆる固定資産の部分ですけれども、山林であったり土地もあるわけですけども、この辺の評価基準はどうなんでしょうか、去年と比べた数字は出ておりますけれども、過去からずっとですね、住民の固定資産税の評価基準額というのは決まっております。この土地に対しても過去と同じような推移できておるのか。いわゆるこの土地はこうである。その固定資産税の見直しは何年か一遍やっておりますが、それと同じような見方でこの目録をつくっておられるんでしょうか。

と同時に、国の評価額はどのように下がっておるかという点もですね、ちょっと簡単に述べていただければ、この評価額は正しいのかどうか、判断できようかと思います。

川端龍雄議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

前半の部分でございますが、まずここに載せております基本財産、詳しくは87、88ページに横で載っておると思うんですけども、これの期末の価格につきましては簿価でございます、当時買った金額から売買したものの残りということで計算をされております。

なお、公益法人の会計基準によりまして、資産が著しく下落した場合につきましては、その資産の価格を使うということになっておりまして、一部下落している部分もあるんですけども、この式でみますと、固定資産の時価が著しく、50%以上下落した場合につきましては、減損ということで時価の回復の見込みがないものという場合は、その部分の価格を上げるということになっておりますので、現在のところ50%までいってないという判断の中で、その当時の簿価の数字を基本に上げさせていただいております。以上でございます。

川端龍雄議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

質問ではないんですが。ちょっと勘違いされておる。いわゆるこの簿価で見ておると、それはよくわかるんですが、固定資産税いただくには評価額基準があるでしょう。それでは見てない簿価、例えば機械類であったりね、償却資産であれば簿価はいくらというのはわかるんですが、このような不動産なんかはですね、いわゆる雑に言えば世間の評価額の50%を切った場合に見直しをかけるんですというようなことではね、いざこの土地を処分しようとしたときに、遅過ぎるということになるわけです。

ですから、常に、いわゆる国、県、社会の動向に応じて私はこれを見直しをかけておかないと、この固定資産というのはですね、絵に描いた餅に終わっていきませんか、こう思うわけでした、そういった質問をしたわけです。以上終わり。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

**川端龍雄議長**

次に、報告第5号から報告第7号の3件については、基本的には「議会の委任による専決処分」であることから、質疑は行われないとされております。さきほどの説明において、内容等に不明瞭な点があれば、再度、説明を求めるということで発言を許可したいと思います。

報告第5号から第7号の3件について、一括して議題といたします。

発言される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**川端龍雄議長**

以上で、発言を打ち切ります。

---

## 日程第21

**川端龍雄議長**

次に、日程第21 陳情案件を議題といたします。

お手元に配付の陳情文書表のとおり、陳情1件をここに受理することとし、別紙、陳情文書表を朗読させ、説明にかえさせていただきます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

(陳情文書表の朗読)

**川端龍雄議長**

以上で請願案件の説明を終わります。

なお、受理した陳情については、文書表のとおり、所管の委員会に付託することになりますので、報告します。

以上で、今回、提案されました事件についての質疑は、すべて終了しました。

---

川端龍雄議長

委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩します。

(午後 2時 19分)

(委員会付託表の配布)

---

川端龍雄議長

それでは会議を開きます。

(午後 2時 20分)

---

川端龍雄議長

お諮りします。

本日、議題となっている各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

付託案件の審査については、明日の10日は総務財政常任委員会と産業建設常任委員会、11日は教育民生常任委員会の開催といたします。委員会の運営については、各委員長において取り計らいをお願いいたします。

---

川端龍雄議長

これで本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。  
どうもご苦労さんでした。

(午後 2時 21分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 9月 1日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 奥村武生

紀北町議会議員 東 清剛